

官報

号外

令和三年十二月十五日

○第二百七回 衆議院会議録 第四号

令和三年十二月十五日(水曜日)

令和三年十二月十五日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

令和三年度一般会計補正予算(第1号)

令和三年度特別会計補正予算(特第1号)

令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る

差押禁止等に関する法律案(内閣委員長提出)

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出)

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給

及び導入の促進に関する法律及び国立研究開

発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律案(議院運営委員長提

出)

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの

件

午後四時二分開議

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

○議長(細田博之君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員森山眞弓君は、去る十月十四日逝去されました。痛惜の念に堪えません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

森山眞弓君に対する弔詞は、議長において十五日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力され、特に院議をもつてその功労を表彰され、さきに教育基本法に関する特別委員長の要職につき、またしばしば国務大臣の重任にあたられた正三位旭日大綬章 森山眞弓君の長逝を哀悼し、ついで弔詞をささげます。

○議長(細田博之君) 永年在職議員として表彰された元議員鹿野道彦君は、去る十月二十一日逝去されました。痛惜の念に堪えません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

鹿野道彦君に対する弔詞は、議長において去る九日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力され、特に院議をもつてその功労を表彰され、さきに運輸委員長 予算委員長の要職につき、またしばしば国務大臣の重任にあたられた正三位旭日大綬章 鹿野道彦君の長逝を哀悼し、ついで弔詞をささげます。

○山田賢司君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

令和三年度一般会計補正予算(第1号)、令和三年度特別会計補正予算(特第1号)、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(細田博之君) 山田賢司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

令和三年度一般会計補正予算(第1号)
令和三年度特別会計補正予算(特第1号)
○議長(細田博之君) 令和三年度一般会計補正予算(第1号)、令和三年度特別会計補正予算(特第1号)、右両案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。予算委員長根本匠君。

令和三年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

令和三年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔根本匠君登壇〕

○根本匠君 ただいま議題となりました令和三年度一般会計補正予算(第1号)外一案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算二案の概要について申し上げます。

一般会計補正予算については、歳出において、十一月十九日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、既定経費の減額を行うこととしております。

また、歳入において、租税及び印紙収入の増額、前年度剰余金の受入れ、公債金の増額等を行うこととしております。

これらの結果、令和三年度一般会計予算の総額は、歳入歳出共に当初予算から三十五兆九千八百九十五億円増加し、百四十二兆五千九百九十二億円となります。

特別会計予算については、労働保険特別会計、エネルギー対策特別会計など十特別会計において、所要の補正を行うこととしております。

なお、財政投融资計画については、経済対策を踏まえ、九千二百二十一億円を追加しております。

この補正予算二案は、去る十二月六日本委員会に付託され、十日鈴木財務大臣から趣旨の説明を聴取し、十三日から質疑に入り、本日、質疑を終局いたしましたところ、立憲民主党・無所属及び国民民主党・無所属クラブから、それぞれ、令和三年度補正予算二案につき撤回のうえ編成替えを求める動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、補正予算二案及び両動議について討論、採決を行いました結果、両動議はいずれも否決され、令和三年度補正予算二案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。道下大樹君。

(道下大樹君登壇)

○道下大樹君 立憲民主党、道下大樹です。

私は、立憲民主党・無所属を代表して、ただいま議題となりました令和三年度補正予算二案につきまして、反対の立場から討論いたします。

(拍手)

その前に、今朝の新聞報道で、国土交通省が、建設業の受注実態を表す国の基幹統計の調査において、建設業者から提出された受注実績データが八年前から無断で書き換えていたという事実が判明しました。言語道断であります。予算案などにも関連する重大な事案であり、令和四年度予算案の審議前に、この事案について集中審議することを強く求めます。

さて、日本国内において新型コロナウイルス感染症が発生してから間もなく二年です。

これまで新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げます。

また、この間、医療関係の皆様を始めとした各分野において国民の生命と健康、生活を守るため奮闘してこられた全ての皆様に、心からの敬意と感謝を申し上げます。

私たち立憲民主党は、これまで、新型コロナウイルス感染症への対策に万全を期すため、政府や与党に対して様々な提案を重ねてまいりました。本年六月の通常国会期末においては、このまま

国会を閉じてしまおうと補正予算の編成ができなくなるとして、その時点で必要な新型コロナ対策を内容とする三十三兆円規模の補正予算案を作成して発表するとともに、通常国会を延長して、直ちに補正予算編成を行うべきであると声を上げました。

しかしながら、自公連立政権は、私たちの意見に全く聞く耳を持たず、通常国会を閉じてしまい、その結果として生じたのが今夏のオリンピック期間前後における感染第五波であります。政府は、その後も、私たち野党の憲法五十三条に基づき臨時国会の召集要求を拒否し続けました。これは、明らかに憲法違反であります。

政府は、私たちの提案から遅れること約半年、ようやく十二月になって補正予算案を国会に提出しましたが、これは余りにも遅過ぎる対応であったと言わざるを得ません。

もちろん、これから新型コロナ第六波の感染拡大が心配される現段階において、しっかりとしたコロナ対策や経済対策を打ち立て、その裏づけとなる補正予算を編成することの重要性に異存はありません。しかしながら、今回の補正予算案を精査すると、いささか疑問な点が見受けられます。

本補正予算案では、夫婦いずれかの年収が九百六十万円以上の世帯を除き、十八歳までの子供一人当たり十万円相当の給付がなされることになりました。

この給付について、政府が五万円相当はクーポン

ンで給付することをかたくなに原則としたことで、事務的経費は、現金で一括給付するのに比べて九百六十七億円も高い、約一千二百億円にも上ることが明らかになっております。到底容認できません。

なぜ九百六十七億円もの高額な予算を投じてクーポン給付を行うのでしょうか。政府は、現金よりも、クーポンであれば貯蓄に回るのを回避し、子育て関連の支出に限定できるためとしていますが、一九九九年に実施された地域振興券について、当時の経済企画庁は、消費喚起効果は三〇％程度とする一方、交付金額の六〇％以上が結局貯蓄に回ったと指摘しています。

政府は、我が党や国民、自治体の意見を受けて、一括現金給付も容認すると方針転換しました。このことは一定の評価はしますが、既に年内一括現金給付に間に合わない自治体もあり、なぜ自治体の意見を聞いてから制度設計しなかったのか。なぜ、自治体独自の所得制限の撤廃は容認するが、そのために必要な額の補助はしないのか。政府の対応遅れで、結局、振り回されるのは国民や自治体であります。

また、今回の補正予算では、マイナンバーカードの普及促進を目的として、国民一人当たり最大二万円相当のマイナポイントを付与する事業に一・八兆円もの予算を計上しています。

そもそも、政府はこれまで直近二年間でマイナポイント事業に約三千億円も計上してきています

が、マイナンバーカードの普及率はまだ四割にとどまっています。政府に対する国民の信頼が低いことや、個人情報流出が相次ぐ昨今、マイナンバーカードに対する不安や不信があるからではないでしょうか。

財務省の財政制度等審議会の分科会でも指摘されているように、マイナポイント事業は、効果には限界があると言わざるを得ません。そもそも、マイナンバーカードの普及にこれほどまでに躍起になる理由が明らかではありません。健康保険証としての利用登録を進めるといいますが、必要な設備を導入した医療機関はまだ全体の一割未満にすぎません。少なくとも、緊要性が求められる補正予算で措置することについて、国民の納得が得られるとは到底思えません。

一・八兆円という巨額のマイナポイント事業費は削減し、その分、困窮する個人や事業者への支援に振り向けるべきではないでしょうか。

私たち立憲民主党は、今年三月、申請が締め切られた持続化給付金について、要件緩和や事業規模の加算を講じて再支給すべきと提案し、法案も提出してきました。それから約九か月がたち、政府は、補正予算で、中小事業者向けに、地域や業種を問わない事業復活支援金の創設を行おうとしています。

やっと腰を上げたことは前向きに捉えますが、規模が不十分で、いつと比べて五〇%なのかと

いった詳細な内容がまだはつきりしていません。また、スピーディーな申請、給付体制の構築も求めています。いつから給付が始まるのか見通せません。これでは、来年三月までの見通しを立てられるような、事業規模に応じた給付金といううたい文句に見合うのか、懸念が募ります。

また、この補正予算案には、私たち国民の命を守る、必要不可欠な予算が幾つか欠落していると

言わざるを得ません。
例えば、収入の減った医療機関や介護施設に対する抜本的な経営支援策についてです。新型コロナウイルス感染症発生により、全国の医療機関、介護施設では、診療収入の減少や医療・介護従事者の離職による人材不足など、様々な面でのしわ寄せが生じ、苦しい経営が続いています。私たちは、これら収入の減った医療機関や介護施設に対する抜本的な経営支援策が必要であると提言してきましたが、今回の補正予算案には含まれていません。

観光関連産業も苦しい状況が続いています。国内における感染拡大は落ち着いたかのように見えますが、まだまだ人の流れは回復していません。想定される第六波のおそれなども考え合わせると、苦境はまだ続くと思われます。私たちは、観光関連産業への支援を充実させ、雇用と産業の継続を守る必要があることから、観光産業持続化給付金を創設すべきと提唱していますが、これも補正予算案には含まれていません。

こうした不十分な政府提出の補正予算案ではコロナ禍から国民の命、暮らし、経済は守れないと考え、私たち立憲民主党は、予算委員会での審議において、新型コロナウイルス対策として必要と考える経費を追加支出すべく、補正予算の編成替え動議を提出いたしました。

その内容は、病床、療養施設の確保や医療機関等への経済的支援、検査の拡充など、命を守る予算として三兆円、生活困窮者や学生支援など、暮らしを守る予算として三・五兆円、持続化給付金や雇用調整助成金特例の拡充、交通機関や観光産業、文化芸術支援、政府備蓄米買入れ枠拡充など、事業を守る予算として六・八兆円、合わせて十三・三兆円の追加支出を予備費と併せて行う内容です。

今、国民が求めているのは、現下の深刻な状況を克服するためのコロナ集中対策予算ではありませんか。私たちは、政府案において計上されている予算のうち、マイナポイント事業や辺野古基地建設費用などの不要な予算や、補正予算としてはなじまない項目を撤回し、これらの緊急対策経費の支出が可能になるよう、編成替え動議を提出したところではあります。自民党など与党の無理解によって否決されてしまいました。極めて残念であります。

以上、コロナ対策には全く不十分な、政府提出、令和三年度補正予算案二案について反対する

ことを申し上げ、皆様の御賛同をお願いし、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(細田博之) 青山周平君。

〔青山周平君登壇〕

○青山周平君 自由民主党の青山周平です。

私は、自民党、公明党を代表し、ただいま議題となっております令和三年度一般会計補正予算(第1号)及び令和三年度特別会計補正予算(特第1号)、以上二案に対しまして、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

まず、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、治療を受けていらっしゃる方々、後遺症で苦しんでいらっしゃる方々の一日も早い御回復を心よりお祈り申し上げます。

また、日々、命を守るために戦っておられる医療関係者の皆様方を始め、職場、学校、家庭、様々な場面で新型コロナウイルスに対応していらっしゃる全ての方々に、感謝の意を表します。

現在、多くの方々に努力いただいておりますが、この感染状況を楽観せず、新たな変異株の影響も懸念される中、感染拡大に備え、危機管理に万全を期す必要があります。

そのためには、医療提供体制の確保、ワクチン接種の促進、治療の確保を進めるとともに、人流抑制等の影響を受ける方々に寄り添った支援策

について、的確な予算措置を講じていかねばなりません。

同時に、我々政治家には、諸外国に遜色ない日本経済の成長を実現させていく責務があります。

世界では、デジタルやクリーンエネルギーといった先端分野で熾烈な競争が繰り広げられており、これらに大胆に投資を行うことで成長につな

げる必要があります。また、日本の持続的な成長のためには、質上げ支援や人的資本への投資など、分配も重要であり、的確な予算措置を講じていかねばなりません。

このような考え方を基に、新型コロナウイルス感染症の困難を乗り越え、ポストコロナの未来を切り開くことで国民の皆様様に安心と希望を届ける、そのために策定されたのがこの補正予算であります。

以下、本補正予算に賛成する主な理由を申し述べます。

第一に、病床や医療人材の確保、予防、発見から早期治療までの流れの強化とともに、事業復活支援金、資金繰り支援、時短要請等に応じた飲食店等への協力金といった事業者への支援や、住民税非課税世帯や生活困窮者、学生への給付金や雇用調整助成金の特例措置等の延長といった生活、暮らしへの支援に必要な経費を計上し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を講じる予算となっております。

第二に、予約不要の無料検査の拡大、ワクチン、治療薬の研究開発、生産体制の整備など、安全、安心を確保した上で、ウィズコロナの下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えのための予算となっております。

第三に、大学ファンド、マイナポイント、デジタル田園都市国家構想関連、先端半導体の国内生産拠点確保、経済安全保障などの成長戦略、子育て世帯に対する給付、看護、介護、保育、幼児教育などの現場で働く方々の収入の引上げなどの分配戦略に係る事業といった、未来社会を切り開く新しい資本主義の起動のために必要な予算となっております。

第四に、激甚化する風水害や切迫する大規模地震から国民の皆様を守るため、防災・減災、国土強靱化の推進や、本年七月及び八月の大雨等の被災者等のなりわい、生活の再建や、国家の安全保障の確保に必要な施策を盛り込むなど、国民の安全、安心を確保するための予算となっております。

以上、本補正予算に賛成する理由を申し述べました。

議員皆様方の御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げます。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(細田博之君) 三木圭恵君。

(三木圭恵君登壇)

○三木圭恵君 日本維新の会の三木圭恵でございます。

私は、党を代表して、令和三年度一般会計補正予算(第1号)外一案について、反対の立場から討論いたします。(拍手)

新型コロナウイルスによる感染症については、日本国内においては、ワクチン接種などの対策により、感染症対策と社会経済との両立をさせるための新たな段階にきています。感染症が流行しやすい冬になりましたが、新たな変異株であるオミクロン株が国内でも見つかっており、決して気を緩められる事態ではありません。

そのような状況において、本補正予算は、コロナ禍で縮小した日本経済を有効性が高い手法によつて向上させるものでなければなりません。困窮者への支援策についても、本当に困った人や世帯に対して実施されるべきです。その意味で、本補正予算は不適切であると断じざるを得ません。

反対する理由の第一は、本補正予算案が経済を活性化させることに最適な方法ではないということです。

コロナ禍で国民の皆さんが外出を控えることにより、消費が減少しました。経済を活性化させるためには、国民に広く消費を促すとともに、公平性がある方法でなければなりません。

日本維新の会は、今臨時国会におきまして、消費税減税特例プログラム法案を提出しました。こ

の法案が、政府が提出した補正予算案への私たちの対案です。

言うまでもなく、消費税率は国民消費に大きく影響します。日本銀行による政策金利残高部分がマイナス〇・一％であり、更なる金融緩和措置が取りにくくなっている現在、消費税率を引き下げるという手段は、経済活動を活性化させ得る政策として活用すべきではないでしょうか。

消費税の減税こそが、国民に対して広く公正に経済を活性化することができる措置を取るとい

上で、実施すべき政策であると主張いたします。

二つ目の理由は、十八歳以下の子供がいる子育て世帯に対する臨時特別給付金に対する疑問です。

新型コロナウイルス感染症によつて困窮した世帯は、子育て世帯だけではありません。事業縮小により職を失った方は、お子さんがいらつしやる方ばかりではありません。困窮者の救済ではないとしても、経済政策としてはとても思えません。この臨時特別給付金の政策目的は一体何なのでしょう。

当初は、子供一人当たり十万円給付としていました。その後、五万円と五万円に分けて、後者をクーポンとしました。しかし、クーポンを配付するとなると、九百億円以上の事務費がかかる上に、使用できるのは多くの自治体では六月頃となる、適切な制度とは到底思えない制度でした。大阪市などの自治体が反対の声を上げることによつ

て、ようやく、今回、一括十万円を給付すること
が認められました。

しかし、決定が遅れた今となつては、事務手続
は間に合わず、年内に十万円を給付が可能である
市町村は一部にすぎません。もし先週決定してい
れば、年内給付ができる市町村は多かったかと思
います。政府の決定の遅れは、ただただ現場であ
る市町村に混乱をもたらすだけでした。十万円を
一括給付できるといふ決定は歓迎いたしますが、
決定が遅過ぎた、そう言わざるを得ません。

また、子育て世帯への給付ではなく、国が財源
を市町村に渡して、市町村の責任で真の困窮世帯
に給付すべきであつたことを改めて申し上げま
す。

三つ目の理由は、臨時特別給付金が公平ではな
いことです。

給付対象者になる方は、一時的に喜ぶかもしれ
ません。給付対象にならない方も含めて、将来に
ツケを回すだけのものではないありません。また、
給付者を限定することにより、その境界の両側の
人たちの公平性を欠き、給付されなかった人たち
の不満を招きます。十八歳の子供一人に十万円給
付する一方、十九歳には給付がない、その理由が
よく分かりません。

経済政策としては、一部の条件を満たした世帯
にはばまきを実施するよりも、日本維新の会が提
案をしている消費税減税の方が、公平性の点で、

そして広い効果をもたらすことも考えれば、優れ
ていると思います。国民全体が長かったコロナ禍
から徐々に通常の暮らしを取り戻そうとしている
今だからこそ、国民全体の消費意欲を広く喚起す
る消費税減税が適切です。

政府は、未来社会を切り開く新しい資本主義を
起動させるとしています。そして、科学技術立国
の実現の中において、最先端半導体等の技術開発
に予算を割くとしています。世界において最先端
半導体といえば、神戸のポートアイランドに設置
されたスーパーコンピュータ「富岳」で使用され
る半導体と同等以上の高度なハイエンドのものを
指します。残念ながら、現在の日本では作ること
ができません。社会を支える必須技術である半導
体産業を育成することは、安全保障面も含めて重
要です。しかし、ミドルレンジが日本で製造でき
るようになることをもって最先端半導体等の技術
開発と呼ぶのは、余りにも無理があります。

少子高齢化の中で、国民の多くは、自分の老後
に不安を覚えています。そのために、消費よりも
貯蓄を選んで、消費が喚起をしません。コロナ禍
から脱しても、消費縮小の傾向を引きずり、消費
が拡大して経済が拡大するモードには変わってい
きません。消費拡大には大きな政策転換が必要で
す。私たちの提案に対し、岸田総理は一貫して否
定的ですが、改めて検討を求めます。

岸田文雄総理による政権は、新しい方向性を

持った政権であると理解しています。コロナ禍に
よつて低迷した経済を回復させるためには、効果
的な経済政策を打たなければなりません。

まず、岸田政権に今必要なことは、アベノミク
スがどういった効果があつたのかなかつたのかを
しっかりと検証することではないでしょうか。それ
なしに、新しい資本主義といった造語を先行さ
せ、国民に御理解を得ようとしても、国民の皆様
には伝わりません。

ワクチン接種が進み、コロナ禍をある程度コン
トロールできるようになったときこそ、規制改革
を実行して、成長する日本にかじを切るべきとき
であります。

社会保障制度についても国民の皆さんは不安を
感じています。小手先程度の施策の微修正ではな
く、制度を根本から変えなければ、不安は解消さ
れません。日本維新の会では、日本大改革プラン
を提案しています。

政府及び与野党の皆さんに申し上げます。日本
の未来に向けて、あるべき大改革について、我々
と議論をしてください。

日本維新の会は、本補正予算には反対します
が、感染拡大対策と社会経済の両立を進めること
は大切であると考えています。そのために日本が
進むべき方向は消費税減税であることを改めて訴
えまして、私からの反対討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(細田博之君) 浅野哲君。

(浅野哲君登壇)

○浅野哲君 国民民主党の浅野哲です。(拍手)

冒頭、新型コロナウイルス感染症でお亡くなり
になられた方々に哀悼の意を表するとともに、療
養中の方々の早期の御回復をお祈り申し上げま
す。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表して、
ただいま議題となりました政府提出の令和三年度
補正予算二案に対し、反対の立場から討論を行
います。

今年の春から秋にかけては新型コロナウイルス
の感染が拡大し、緊急事態宣言と蔓延防止等重点
措置が繰り返し発出されました。この間、多くの
事業者は休業や営業時間短縮による影響を受け、
七月から九月の実質経済成長率は年率換算でマイ
ナス三・六％まで下がるなど、経済活動の低迷が
長期に及んでいます。その結果、国民の皆様が多
くが生活上の困難を抱えたまま現在に至っていま
すが、政府の補正予算案はこうした現状に十分対
応できるものとはなっておりません。

以下、本案の主な問題点について、私たちの具
体的提案とともに申し述べます。

まず、十八歳以下への十万円相当の給付につ
いて、私たちは、膨大な経費をかけてクーポン活用
や所得制限を設けることの妥当性を指摘したところ
であります。岸田総理は、さきの予算委員会

で、全額現金による給付を認めることを明言しました。さらに、昨日は、山際大臣が、自治体の裁量で所得制限なく全員に給付することを認める発言をされております。そこまで認めるおつもりならば、私たち国民民主党が提案してきた、事前審査なしの一律現金給付を行った上で、高所得者からは年度末の納税時に逆還付をしていたいただく方が、迅速、公平、かつ合理的で、真に困っている人々に支援を届けることができる制度となるはずです。

また、二・八兆円の予算をつけた事業復活支援金は、所定額の給付となっており、事業規模に応じた支援ができないため、コロナの影響で疲弊した企業への支援としては力不足と言わざるを得ません。危機の中にある事業者を国の責任でしっかりと救済するためにも、事業者支援の予算を大幅に増やして、業種や地域を問わず、事業規模及び売上げの減収幅に応じた支援金を支払う減収補填制度を実現すべきでした。このままでは焼け石に水となり、制度名の事業復活など、到底望むことはできません。

そもそも、補正予算は、財政法第二十九条の規定により、国の経費不足を補うか、当初予算の作成後に生じた特に緊要な経費を補う場合などに限り認められているものです。しかし、今回の補正予算には、防衛装備品の前金払いの実施、公共事業関係費、国際分担金及び拠出金、基金への支出など、緊要性を満たすのか疑わしい経費が多く含

まれています。これらは、本来であれば、十分な国会審議により必要性を精査し、令和四年度予算として計上すべきものであると考えます。

例えば、マイナポイント事業費一・八兆円は、マイナンバーカードの新規取得者、健康保険証としての利用登録を行った者、公金受取口座の登録者へのポイント付与を用途としていますが、いずれも緊要性がある事業とは思えません。この財源を生かせば、例えば、自治体負担なく、所得制限もなく、十八歳以下の子供たち全員に給付を行うことができるだけでなく、生活に困窮している住民税非課税世帯への給付予算を倍増させることもできます。現在の社会情勢を鑑みれば、マイナポイント事業については次年度予算での補強、再計上を決断した上で、今苦しんでいる人々を一人でも多く救済し、少しでも継続的に支援できる方法を選択すべきではないでしょうか。

以上のように、政府案は過去最大の補正予算を編成したにもかかわらず、国民が直面する困難を解消するものとは言えず、更なる改善の余地があると考えます。真に国民生活を支えるための予算として再構築すべきと考え、本案に反対するものです。

以上で私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(細田博之君) 宮本徹君。

(宮本徹君登壇)

○宮本徹君 私は、日本共産党を代表して、政府

提出補正予算案に反対の討論を行います。(拍手)
反対の最大の理由は、コロナ禍で苦しむ国民への支援が不十分な一方で、軍事費と特定企業に異常な大盤振る舞いをするからであります。

岸田総理は、総選挙前、この壇上から、非正規、子育て世帯など、お困りの方々を守るための給付金を公約されました。しかし、本補正予算案では、子供がいない世帯では、年収が百万円台の非正規労働者ですら十万円給付の対象外です。給付金は、生活にお困りの方々や収入が減った方々を広く対象にすべきであります。子育て世帯への十万円給付について、五万円を国民が望みもしないクーポン支給にすることにより一千億円もの事務費が増えることへ、血税の浪費との批判が沸き上がりました。クーポンそのものをやめるべきであります。

コロナ関連の経営破綻は三か月連続で過去最高を更新しています。本補正予算案の事業復活支援金の規模を倍増し、家賃支援給付金を再支給すべきです。コロナ融資の返済減免や社会保険料減免措置も必要であります。

また、看護、介護、保育、福祉の現場で働く方々の賃上げ幅が余りにも不十分です。抜本的な引上げを求めます。

他方、本補正予算案には七千七百三十八億円という空前の軍事費が計上され、補正後の防衛省予算は初めて六兆円を超えます。自民党がGDP比二%以上を掲げる下で、アメリカ製兵器の爆買い

に加え、実質的な敵基地攻撃能力の保有につながる護衛艦の空母への改修、空母に搭載するF35Bの導入、相手国のレーダーを無効化する電子戦機の開発などを来年度予算案に盛り込もうとし、膨張する軍事費の一部を前倒しで補正予算案に大規模に組み入れたものであります。到底、予算編成後に生じた事由に基づき特に緊要な経費の支出とは言えず、財政法違反は明白であります。憲法九条の精神に立つた軍縮平和外交こそ取り組むべきであります。

重大なのは、辺野古の新基地建設に八百一億円の予算を計上していることです。沖縄県の玉城デニー知事は、政府が申請していた設計変更を不承認としました。沖縄県民の民意を無視し、破綻した新基地建設を強行するなど、断じて許されません。戦没者の遺骨が眠る土砂を基地の埋立てに使うことは、戦没者の尊厳を踏みにじるものであり、人の道にも反します。国際法に違反して住民の土地を強奪して造られた普天間基地は、アメリカに無条件返還を迫るべきではありませんか。

また、海外、台湾の半導体メーカー、TSMCの工場建設に四千億円もの国民の血税をつぎ込むことなど、到底認められません。本来、半導体の安定確保は、半導体メーカーに加え、電機や自動車等のユーザー企業が自助努力で行うべきものです。これらユーザー大企業の五十四兆円に上る内部留保のごく一部を半導体確保の投資に充てれば済む話であります。税金投入は、国民の理解は得

られません。

マイナンバーカード普及のために、二兆円近い巨額の税金を使って給付を行うのも大問題です。カードが国民の中に広がらないのは、多くの人が必要性を感じておらず、個人情報管理などに不安を抱いているからであります。支援金と絡めて個人情報報を差し出せというやり方は認められません。

以上、軍事費や特定企業への大盤振る舞い、税金の無駄遣いをやめ、国民の暮らしへの支援にこそ充てることを強く求めるものであります。そして、大もうけをしている富裕層と大企業に応分の負担を求め、消費税を五％に減税することを強く求め、反対討論とします。(拍手)

○議長(細田博之君) これにて討論は終局いたしました。

ただいまから十分後に採決いたしますので、しばらくお待ちください。

○議長(細田博之君) 令和三年度一般会計補正予算(第一号)外一案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○山田賢司君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣委員長提出、令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審査を進められることを望みます。

○議長(細田博之君) 山田賢司君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(内閣委員長提出)

○議長(細田博之君) 令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。内閣委員長上野賢一郎君。

令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

(上野賢一郎君登壇)

○上野賢一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給を受けることとなった者が自ら当該給付金を使用することができるようになるため、令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給を受ける権利の差押え等を禁止するとともに、当該給付金として支給を受けた金銭等の差押えを禁止するほか、差押え禁止等の対象となる給付金の定義を定めるものであります。

本案は、本日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○山田賢司君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審査を進められることを望みます。

○議長(細田博之君) 山田賢司君の動議に御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長赤羽一嘉君。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(赤羽一嘉君登壇)

○赤羽一嘉君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、令和三年度補正予算により増加された同年度の地方交付税四兆二千七百六十一億円について、そのうち一兆九千七百億円を増額交付することとし、これに対応して、令和三年度に限り、臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けることとしております。

また、交付税特別会計借入金金を八千五百億円減額するとともに、公庫債権金利変動準備金二千億

円につきましては、令和三年度の活用を取りやめるほか、残余の額一兆二千五百六十一億円を令和四年度分の地方交付税の総額に加算して、交付することができるとしております。

本案は、昨十四日本委員会に付託され、本日、金子総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○山田賢司君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(細田博之君) 山田賢司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長古屋範子君。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔古屋範子君登壇〕

○古屋範子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な特定半導体の国内における安定的な生産を確保するため、特定半導体生産施設整備等に係る計画認定制度の創設、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対する国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による助成等の措置を講ずるものであります。

本案は、昨十二月十四日本委員会に付託され、本日、萩生田経済産業大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。

次いで、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○山田賢司君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(細田博之君) 山田賢司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(細田博之君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長山口俊一君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔山口俊一君登壇〕

○山口俊一君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、令和四年一月一日から七月三十一

日までの間、国会法第三十五条の規定にかかわらず、議長、副議長及び議員の歳費の月額を、歳費法第一条に規定する歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(細田博之君) お諮りいたします。

内閣から、

地方財政審議会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申出があります。

内閣からの申出中、
まず、

地方財政審議会委員に小西砂千夫君、野坂雅一君及び宗田友子君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

地方財政審議会委員に西野範彦君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

地方財政審議会委員に星野菜穂子君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よって、同意を与えることに決まりました。

○議長(細田博之君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	岸田 文雄君
総務大臣	金子 恭之君
法務大臣	古川 禎久君
外務大臣	林 芳正君

財務大臣 鈴木 俊一君

文部科学大臣 末松 信介君

厚生労働大臣 後藤 茂之君

農林水産大臣 金子原二郎君

経済産業大臣 萩生田光一君

国土交通大臣 斉藤 鉄夫君

環境大臣 山口 壯君

防衛大臣 岸 信夫君

国務大臣 小林 鷹之君

国務大臣 二之湯 智君

国務大臣 西銘恒三郎君

国務大臣 野田 聖子君

国務大臣 堀内 詔子君

国務大臣 牧島かれん君

国務大臣 松野 博一君

国務大臣 山際大志郎君

国務大臣 若宮 健嗣君

同 予備員

第一順位 宇都 隆史君

第二順位 藤川 政人君

一、去る十日、岡村参議院事務総長から岡田事務

総長宛て、参議院は裁判官訴訟追委員古川俊治

君、同水岡俊一君の辞任を許可し、また、同委

員及び同予備員を次のとおり選挙し、予備員の

職務を行う順序は、石井浩郎君を第一順位と

し、第四順位の伊藤孝恵君を第三順位とし、第

五順位の芳賀道也君を第四順位とし、第三順位

の高木かおり君を第五順位とした旨の通知書を

受領した。

裁判官訴訟追委員

野村 哲郎君

小西 洋之君

同 予備員

石井 浩郎君

(報告書受領)

一、去る十日、内閣を経由して日本銀行総裁黒田

東彦君から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通

貨及び金融の調節に関する報告書

(要求書受領)

一、昨十四日、内閣から、地方財政審議会委員に

小西砂千夫君、西野範彦君、野坂雅一君、星野

菜穂子君及び宗田友子君を任命したいので、総

務省設置法第十二条第一項の規定により本院の

同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事互選)

一、去る九日、懲罰委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

丹羽 秀樹君 林 幹雄君
盛山 正仁君 奥野総一郎君
井上 英孝君

(理事補欠選任)

一、去る十日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 谷 公一君 (理事小倉將信君去る十一月二十五日委員辞任につきその補欠)

理事 今枝宗一郎君 (理事井上貴博君去る三日委員辞任につきその補欠)

理事 島尻安伊子君 (理事齋藤健君去る三日委員辞任につきその補欠)

理事 西村 康稔君 (理事石原宏高君去る三日委員辞任につきその補欠)

理事 葉梨 康弘君 (理事武井俊輔君去る三日委員辞任につきその補欠)

理事 大串 博志君 (理事逢坂誠二君去る三日委員辞任につきその補欠)

理事 重徳 和彦君 (理事岡田克也君去る三日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

懲罰委員

辞任

補欠

二階 俊博君 井野 俊郎君
小沢 一郎君 末次 精一君
井野 俊郎君 二階 俊博君
末次 精一君 小沢 一郎君
一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

今村 雅弘君 古川 康君
北村 誠吾君 藤丸 敏君
後藤田正純君 あかま二郎君
あかま二郎君 後藤田正純君
藤丸 敏君 北村 誠吾君
古川 康君 今村 雅弘君
一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

青山 周平君 高市 早苗君
伊藤 達也君 山下 貴司君
石破 茂君 八木 哲也君
岩屋 毅君 あかま二郎君
衛藤征士郎君 高木 啓君
奥野 信亮君 菅家 一郎君
木原 稔君 宮崎 政久君
下村 博文君 土井 亨君

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

中谷 真一君 牧原 秀樹君
平沢 勝栄君 藤井比早之君
鷲尾英一郎君 小倉 將信君
渡辺 博道君 井野 俊郎君
江田 憲司君 小川 淳也君
近藤 和也君 神津たけし君
中川 宏昌君 竹内 譲君
高市 早苗君 川崎ひでと君
牧原 秀樹君 東 国幹君
神津たけし君 堤 かなめ君
川崎ひでと君 石川 昭政君
堤 かなめ君 吉田はるみ君
吉田はるみ君 おおつき紅葉君
あかま二郎君 岩屋 毅君
東 国幹君 中谷 真一君
井野 俊郎君 渡辺 博道君
石川 昭政君 青山 周平君
小倉 將信君 鷲尾英一郎君
菅家 一郎君 奥野 信亮君
高木 啓君 衛藤征士郎君
土井 亨君 下村 博文君
藤井比早之君 平沢 勝栄君
宮崎 政久君 木原 稔君
八木 哲也君 石破 茂君
山下 貴司君 伊藤 達也君
おおつき紅葉君 近藤 和也君
小川 淳也君 江田 憲司君
竹内 譲君 中川 宏昌君

木原 稔君 宮崎 政久君
下村 博文君 根本 幸典君
江田 憲司君 吉田はるみ君
源馬謙太郎君 岡田 克也君
階 猛君 牧 義夫君
長妻 昭君 山田 勝彦君
道下 大樹君 逢坂 誠二君
足立 康史君 沢田 良君
市村浩一郎君 小野 泰輔君
岩谷 良平君 池下 卓君
奥水 恵一君 福重 隆浩君
前原 誠司君 玉木雄一郎君
宮本 徹君 赤嶺 政賢君
緒方林太郎君 吉良 州司君
根本 幸典君 菅家 一郎君
牧 義夫君 中島 克仁君
吉田はるみ君 渡辺 創君
小野 泰輔君 藤田 文武君
沢田 良君 遠藤 良太君
菅家 一郎君 宮澤 博行君
中島 克仁君 山崎 誠君
渡辺 創君 鈴木 庸介君
遠藤 良太君 三木 圭恵君
宮澤 博行君 築 和生君

宮崎 政久君 木原 稔君 築 和生君 下村 博文君 逢坂 誠二君 道下 大樹君 岡田 克也君 源馬謙太郎君 鈴木 庸介君 江田 憲司君 山崎 誠君 階 猛君 山田 勝彦君 長妻 昭君 池下 卓君 岩谷 良平君 藤田 文武君 市村浩一郎君 三木 圭恵君 足立 康史君 福重 隆浩君 奥水 恵一君 玉木雄一郎君 前原 誠司君 赤嶺 政賢君 宮本 徹君 吉良 州司君 緒方林太郎君 (憲法審査会幹事補欠選任) 一、去る九日、憲法審査会において、次のとおり幹事を補欠選任した。 幹事 加藤 勝信君 (幹事江渡聡徳君去る三日委員辞任につきその補欠) 幹事 柴山 昌彦君 (幹事齋藤健君去る三日委員辞任につきその補欠) 幹事 西村 康稔君 (幹事伊東良孝君去る三日委員辞任につきその補欠) 幹事 上川 陽子君 (幹事岩屋毅君去る九日幹事辞任につきその補欠) 幹事 奥野総一郎君 (幹事中川正春君去る九日幹事辞任につきその補欠)	幹事 道下 大樹君 (幹事谷田川元君去る九日幹事辞任につきその補欠) (憲法審査会委員辞任及び補欠選任) 一、去る九日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 憲法審査会委員 辞任 補欠 太 榮志君 堤 かなめ君 堤 かなめ君 太 榮志君 (議案提出) 一、去る十日、議員から提出した議案は次のとおりである。 新型コロナウイルス感染症関連子育て世帯支援給付金の支給の実施における地方公共団体の自主性の確保等に関する法律案(森山浩行君外九名提出) 新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案(足立康史君外四名提出) (議案付託) 一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号) 総務委員会 付託	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号) 経済産業委員会 付託 (議案送付) 一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 新型コロナウイルス感染症関連子育て世帯支援給付金の支給の実施における地方公共団体の自主性の確保等に関する法律案(森山浩行君外九名提出) 新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案(足立康史君外四名提出) (質問書提出) 一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 G A T T 第二十一条の解釈に関する質問主意書(緒方林太郎君提出) 中国の人権状況と北京冬季五輪の外交的ポイコットに関する質問主意書(松原仁君提出) 「SBS理論」に基づく「子ども虐待対応の手引き」の見直しを求めることに関する質問主意書(阿部知子君提出) 厚生労働省「新型コロナウイルスQ&A」コラム欄の記載に関する質問主意書(阿部知子君提出)	一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 改正食品衛生法上の営業許可対象に漬物製造業を追加することに関する質問主意書(緑川貴士君提出) 一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 中国電力島根原発に関する質問主意書(山崎誠君提出) 竹中平蔵氏の度重なる政府会議委員起用に關する質問主意書(山本太郎君提出) 一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 特許出願の非公開制度の導入に関する質問主意書(櫻井周君提出) 海底ケーブルの脆弱性に関する質問主意書(櫻井周君提出) オミクロン株出現を受けた水際対策に関する質問主意書(早稲田ゆき君提出) 新型コロナウイルス感染症の予防・封じ込め・治療に関わる知的財産権の一部の保護を一時的に免除することに関する質問主意書(早稲田ゆき君提出) 令和三年度一般会計補正予算(第1号) 右 国会に提出する。 令和三年十二月六日 内閣総理大臣 岸田 文雄
--	---	--	---

令和3年度一般会計補正予算(第1号)

正補則總算予

第1条 既定の令和3年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとする。

区分	補正額			改令和3年度 予算額(千円)
	追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
歳入	106,609,707,875	36,026,351,398 △	36,840,574	35,989,510,824
歳出	106,609,707,875	37,555,975,968 △	1,566,465,144	35,989,510,824
				142,599,218,699
				142,599,218,699

交通省、組織国土交通本省に係る項の「社会資本整備円滑化地籍整備事業費」の次に「、独立行政法人海技教育機構船舶建造費」を、「国立研究開発法人建築研究所施設整備費」の次に「、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費、独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費」を、「[河川等災害復旧事業費]の次に「、水資源開発施設災害復旧事業費」を加え、組織気象庁に係る項の「気象官署施設費」の次に「、海洋気象観測船舶建造費」を加え、組織海上保安庁に係る項の「船舶交通安全基盤整備事業工事諸費」の次に「、船舶交通安全基盤災害復旧事業費、船舶交通安全安全基盤災害復旧工事諸費」を加える。

第8条 令和3年度一般会計予算総則第10条第1項の復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲の表中

農林水産省	雑	収	入	諸	収	入	東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金 東日本大震災復興公共事業費負担金
-------	---	---	---	---	---	---	---

を

農林水産省	雑	収	入	納	付	金	東日本大震災復興雑納付金 東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金 東日本大震災復興公共事業費負担金
-------	---	---	---	---	---	---	---

(号) 号 号

号

に改める。

第9条 令和3年度一般会計予算総則第12条第1項の債務保証契約の限度額の表中

甲号 歳入歳出予算補正

歳入

主	管	府	部	収	入	納	付	金	雑	納	付	金	補正額		
													追加	修正	差引
内	閣	府	雑	収	入	納	付	金	雑	納	付	金	1,725	△	△
													1,725	△	△
													1,725	△	△
総	務	省	雑	収	入	納	付	金	雑	納	付	金	17,243,087	△	△
													351,173	△	△
													351,173	△	△

23 「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第4条第1項の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第8条第1項	額面総額22,100,000千円及びその利息に相当する金額
--	-----------------------------	-------------------------------

を

23 「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第4条第1項の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第8条第1項	額面総額24,200,000千円及びその利息に相当する金額
--	-----------------------------	-------------------------------

に改める。

第10条 令和3年度一般会計予算総則第14条の予算の移替えの表中、所管内閣府、組織内閣本府に係る項の「沖縄振興交付金事業推進費」の前に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費、」を加える。

第11条 令和3年度一般会計予算総則第18条の消費税の収入が充てられる経費の範囲の表中、所管厚生労働省、組織厚生労働本省に係る項の「介護保険制度運営推進費」の次に「介護職員処遇改善支援補助金、」を加える。

財務省	租税及印紙収入	諸収入	弁償及返納金			
	租	税	所得税 法人税 相統税 消費税 揮発油税 国際観光旅客税	16,891,914 16,891,914 6,458,000,000 1,360,000,000 3,890,000,000 326,000,000 824,000,000 58,000,000 0	△ △ △ △ △ △ △ △ △	0 0 0 0 0 0 0 0 △
	政府資産整理収入	回収金等収入	政府出資回収金収入	91,190 91,190 17,064,276 15,024,043 15,024,043 2,040,233 2,040,233	△ △ △ △ △ △ △	0 0 0 0 0 0 0
	雑収入	国有財産利用収入	配当金収入	22,058,000,000 22,058,000,000 2,827,000,000 19,231,000,000 6,147,900,978 6,147,900,978	△ △ △ △ △ △	0 0 0 0 0 0
	公債金	公債金	公債金 特例公債金	22,058,000,000 2,827,000,000 19,231,000,000 6,147,900,978 6,147,900,978	△ △ △ △ △	0 0 0 0 0
	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入 計	34,681,056,444 42,052,589 2,003,030 892,919 1,110,111 40,049,559 40,049,559	△ △ △ △ △ △ △	0 0 0 0 0 0 0
文部科学省	雑収入	雑収入	独立行政法人日本スポーツ振興センター雑納付金 雑納付金 弁償及返納金	34,652,674,235 40,791,709 742,150 892,919 150,769 40,049,559 40,049,559	△ △ △ △ △ △ △	0 0 0 0 0 0 0

厚生労働省	雑 収 入	納 付 金	雑 納 付 金	△	△	△	△
		346,302,662	7,031	△	6,743,442	339,559,220	△
		7,031	7,031	△	6,743,442	6,736,411	△
		346,295,631	346,295,631	△	6,743,442	6,736,411	△
		0	0		0	346,295,631	
		24,177,131	24,177,131	0	0	346,295,631	
		6,242,229	6,242,229	0	0	24,177,131	
		6,234,502	6,234,502	0	0	6,242,229	
		7,727	7,727	0	0	6,234,502	
		17,934,902	17,934,902	0	0	7,727	
		11,209,635	11,209,635	0	0	17,934,902	
		6,725,267	6,725,267	0	0	11,209,635	
		658,612,019	658,612,019	0	0	6,725,267	
		18,578	18,578	0	0	658,612,019	
		18,578	18,578	0	0	18,578	
		658,593,441	658,593,441	0	0	18,578	
		658,593,441	658,593,441	0	0	658,593,441	
		256,286,120	256,286,120	△	52,287	658,593,441	
		77,016,972	77,016,972	0	0	256,233,833	
		77,016,972	77,016,972	0	0	77,016,972	
		179,269,148	179,269,148	△	52,287	77,016,972	
		179,269,148	179,269,148	△	52,287	179,216,861	
		619,621	619,621	0	0	179,216,861	
		619,621	619,621	0	0	619,621	
		619,621	619,621	0	0	619,621	
		0	0	△	20,145	619,621	
		0	0	△	20,145	20,145	
		0	0	△	20,145	20,145	
		0	0	△	20,145	20,145	
		36,026,351,398	36,026,351,398	△	36,840,574	△	△
						35,989,510,824	

共 生 社 会 政 策 費	2,017,514	△	1,231,169	△	786,345
遺棄化学兵器廃棄処理事業費	0	△	2,698,465	△	2,698,465
男女共同参画社会形成促進費	1,278,521	△	832		1,277,689
食 品 安 全 政 策 費	0	△	17	△	17
経 済 社 会 総 合 研 究 所	0	△	122,885	△	122,885
子育て世帯等臨時特別支援事業費	2,648,528,843		0		2,648,528,843
計	9,510,144,608	△	4,505,558		9,505,639,050
地方創生推進事務局	746,344	△	11,876	△	734,468
地方創生推進費	46,000,000		0		46,000,000
計	46,746,344	△	11,876		46,734,468
知的財産戦略推進事務局	340,000	△	4,737		335,263
科学技術・イノベーション推進事務局	155,400,000	△	67,399		155,332,601
科学技術イノベーション創造推進費	9,805,317		0		9,805,317
計	165,205,317	△	67,399		165,137,918
健康・医療戦略推進事務局	0	△	3,585	△	3,585
宇宙開発戦略推進事務局	11,024,894	△	23,554		11,001,340
宇宙開発利用推進費	7,000,000		0		7,000,000
計	18,024,894	△	23,554		18,001,340
北 方 対 策 本 部	0	△	23,411	△	23,411
子ども・子育て本部	3,000,000	△	21,712		2,978,288
子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	97,524,686	△	35,139,136		62,385,550
計	100,524,686	△	35,160,848		65,363,838
総合海洋政策推進事務局	0	△	6,512	△	6,512
有人国境離島政策推進費	500,364		0		500,364
計	500,364	△	6,512		493,852
国 際 平 和 協 力 本 部	0	△	12,857	△	12,857
日 本 学 術 会 議	0	△	19,609	△	19,609
官 民 人 材 交 流 セ ン タ ー	0	△	9,903	△	9,903
沖 縄 総 合 事 務 局	0	△	88,519	△	88,519
沖 縄 道 路 整 備 事 業 工 事 諸 費	0	△	25,228	△	25,228
沖 縄 道 路 整 備 事 業 工 事 諸 費	0	△	24,964	△	24,964
沖 縄 港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	0	△	29,959	△	29,959

沖縄道路環境整備事業工事諸費	0	△	12,615	△	12,615
沖縄国営公園事業工事諸費	0	△	6,140	△	6,140
沖縄農業農村整備事業工事諸費	0	△	47,799	△	47,799
計	0	△	235,224	△	235,224
宮内庁	0	△	243,387	△	243,387
公正取引委員会	146,344	△	458,216	△	311,872
警察庁	0	△	997,947	△	997,947
警察施設費	1,157,591		0		1,157,591
刑事警察費	32,462		0		32,462
交通警察費	630,366		0		630,366
警備警察本部費	309,055	△	59,858		249,197
皇宮警察本部費	0	△	240,444	△	240,444
船舶建造費	148,500		0		148,500
科学警察研究所費	0	△	54,036	△	54,036
警察活動基盤整備費	38,147,492	△	5,197,249		32,950,243
計	40,425,466	△	6,549,534		33,875,932
個人情報保護委員会	0	△	45,416	△	45,416
個人情報保護委員会	0	△	144,505	△	144,505
金融庁	69,131	△	396,009	△	326,878
金融政策費	2,394,116	△	6,544		2,387,572
金融政策費	2,463,247	△	402,553		2,060,694
計	0	△	156,047	△	156,047
消費者庁	1,540,000	△	2,190		1,537,810
消費者政策費	256,540		0		256,540
独立行政法人国民生活センター運営費					
計	1,796,540	△	158,237		1,638,303
補正額合計	9,886,317,810	△	48,086,921		9,838,230,889
デジタル庁	271,108		0		271,108
デジタル社会形成推進費	7,068,040		0		7,068,040
情報通信技術調達等適正・効率化推進費	90,102,224		0		90,102,224
計	97,441,372		0		97,441,372
総務省	249,618	△	346,255	△	96,637
総務省	11,781		0		11,781
行政評価等実施費	84,749		0		84,749
地方交付税交付金	3,511,654,801		0		3,511,654,801

[illegible]

檢察廳	檢察官署	共同	費	128,961	△	1,647,744	△	1,518,783
	檢察官署	運營	費	1,482,552	△	0	△	1,482,552
	檢察官署	共同	費	39,662	△	35,863	△	3,799
	矯正官署	共同	費	1,651,175	△	1,683,607	△	32,432
	矯正官署	業務	費	424,978	△	1,089,692	△	664,714
	矯正施設民間開放推進	費	費	6,886,316	△	0	△	6,886,316
	更生保護官署	共同	費	0	△	202,124	△	202,124
	更生保護官署	活動	費	7,311,294	△	1,291,816	△	6,019,478
	更生保護官署	共同	費	0	△	182,158	△	182,158
	更生保護官署	活動	費	55,665	△	0	△	55,665
	更生保護官署	共同	費	55,665	△	182,158	△	126,493
	法務局	共同	費	101,649	△	1,133,279	△	1,031,630
	法務局	事務	費	734,421	△	71,114	△	663,307
	法務局	事務	費	72,307	△	0	△	72,307
	法務局	事務	費	908,377	△	1,204,393	△	296,016
	出入國在留管理庁	共同	費	383,330	△	488,326	△	104,996
	出入國在留管理庁	調整推進	費	58,780	△	11,539	△	47,241
	出入國在留管理庁	業務	費	124,904	△	15,486	△	109,418
	出入國在留管理庁	業務	費	567,014	△	515,351	△	51,663
	公安審査委員會	共同	費	0	△	3,496	△	3,496
	公安審査委員會	調查	費	1,650	△	117,231	△	115,581
	公安審査委員會	調查	費	1,788,988	△	0	△	1,788,988
	公安審査委員會	調查	費	1,790,638	△	117,231	△	1,673,407
	公安審査委員會	調查	費	24,976,107	△	7,831,090	△	17,145,017
	公安審査委員會	調查	費	1,111,098	△	276,629	△	834,469
	公安審査委員會	調查	費	628,661	△	0	△	628,661
	公安審査委員會	調查	費	10,953,255	△	220,000	△	10,733,255
	公安審査委員會	調查	費	1,971,712	△	2,079,660	△	107,948
	公安審査委員會	調查	費	0	△	405,462	△	405,462
	公安審査委員會	調查	費	126,394,573	△	0	△	126,394,573
	公安審査委員會	調查	費	141,059,299	△	2,981,751	△	138,077,548
	公安審査委員會	調查	費	118,523	△	799,407	△	680,884
	公安審査委員會	調查	費	693,605	△	0	△	693,605
	公安審査委員會	調查	費	0	△	179,066	△	179,066
	公安審査委員會	調查	費	508,545	△	0	△	508,545
	公安審査委員會	調查	費	1,320,673	△	978,473	△	342,200
	公安審査委員會	調查	費	142,379,972	△	3,960,224	△	138,419,748

財務省	財務省	財務省	財務省	財務省	財務省	財務省
財政健全化推進費	0	△	107,718,301	△	107,718,301	
財政健全化推進費	0	△	18,704	△	18,704	
税制企画立案費	0	△	134	△	134	
資産債務管理費	0	△	11,224	△	11,224	
国債償還費	2,268,198,693	△	1,321,834,510		946,364,183	
貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	886,504		0		886,504	
関税制度等企画立案費	0	△	22,948	△	22,948	
経済協力費	27,000,000	△	16,529		26,983,471	
政策金融融資費	0	△	2,415	△	2,415	
国家公務員共済組合連合会等助成費	0	△	81,703	△	81,703	
復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	7,727		0		7,727	
計	2,296,092,924	△	1,429,706,468		866,386,456	
財務局共通業務費	0	△	492,419	△	492,419	
財務局業務費	0	△	392,032	△	392,032	
計	0	△	884,451	△	884,451	
税関業務費	0	△	881,364	△	881,364	
計	1,867,986	△	183,104		1,684,882	
国税庁共通業務費	1,867,986	△	1,064,468		803,518	
国税庁業務費	0	△	4,052,879	△	4,052,879	
国税不服審判所	1,381,373	△	22,460		1,358,913	
計	0	△	63,585	△	63,585	
補正額合計	1,381,373	△	4,138,924	△	2,757,551	
文部科学本省共通費	2,299,342,283	△	1,435,794,311	△	863,547,972	
文部科学本省施設費	0	△	23,838	△	23,838	
教育政策推進費	915,880		0		915,880	
独立行政法人教職員支援機構施設整備費	2,664,862	△	8,744		2,656,118	
独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費	127,005		0		127,005	
独立行政法人国立女性教育会館施設整備費	4,504,924		0		4,504,924	
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費	383,754		0		383,754	
初等中等教育振興費	70,906,475	△	4,026		70,902,449	
計	79,215		0		79,215	

義務教育費国庫負担金	10,744,699	0	10,744,699	
高等教育費	22,117,409	0	22,117,409	
独立行政法人国立高等専門学校機構船舶建造費	4,547,333	0	4,547,333	
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	13,017,380	0	13,017,380	
育英事業費	70,031,012	△	86,321	69,944,691
私立学校振興費	10,197,397	△	253,731	9,943,666
科学技术・学術政策推進費	2,546,780	△	815	2,545,965
研究振興費	55,996,202	△	1,362	55,994,840
国立大学法人施設整備費	62,534,056	0	0	62,534,056
国立大学法人運営費	2,630,919	0	0	2,630,919
研究開発推進費	281,055,446	△	10,083	281,045,363
国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備費	1,839,475	0	0	1,839,475
国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費	455,889	0	0	455,889
国立研究開発法人科学技術振興機構出資	613,600,000	0	0	613,600,000
国立研究開発法人理化学研究所施設整備費	3,575,270	0	0	3,575,270
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	7,124,246	0	0	7,124,246
国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費	1,260,173	0	0	1,260,173
南極地域観測事業費	0	△	1,929	1,929
電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費工不平等一対策特別会計へ繰入	8,166,662	0	0	8,166,662
電源利用対策費工不平等一対策特別会計へ繰入	30,027	0	0	30,027
国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	9,147,393	0	0	9,147,393
国立研究開発法人海洋研究開発機構施設整備費	301,939	0	0	301,939
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	44,923,986	0	0	44,923,986
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	6,704,770	0	0	6,704,770
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	380,061	0	0	380,061
公立文教施設整備費	134,034,631	0	0	134,034,631

文 部 科 学 省 所 轄 機 関	文 化 振 興 費	0	△	10,500	△	10,500
	国 際 交 流 ・ 協 力 推 進 費	0	△	1,138,741	△	1,138,741
	独 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構 運 営 費	97,000		0		97,000
	計	1,446,642,270	△	1,540,090		1,445,102,180
	国 立 教 育 政 策 研 究 所	430,073	△	7,752		422,321
	科 学 技 術 ・ 学 術 政 策 研 究 所	0	△	18,484	△	18,484
	日 本 学 士 院	0	△	44,488	△	44,488
	計	430,073	△	70,724		359,349
	ス ポ ー ツ 振 興 費	6,144,682	△	3,973		6,140,709
	独 立 行 政 法 人 日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー 運 営 費	837,648		0		837,648
ス ポ ー ツ 庁	独 立 行 政 法 人 日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー 施 設 整 備 費	1,541,300		0		1,541,300
	計	8,523,630	△	3,973		8,519,657
	文 化 庁 共 通 費	0	△	76,648	△	76,648
	文 化 振 興 費	69,386,799	△	9,627		69,377,172
	文 化 財 保 存 事 業 費	15,479,793	△	21,163		15,458,630
	文 化 振 興 基 盤 整 備 費	791,760		0		791,760
	日 本 芸 術 院	0	△	45,198	△	45,198
	日 本 芸 術 院 施 設 費	111,573		0		111,573
	独 立 行 政 法 人 国 立 科 学 博 物 館 施 設 整 備 費	975,805		0		975,805
	独 立 行 政 法 人 国 立 美 術 館 施 設 整 備 費	1,201,683		0		1,201,683
文 化 庁	独 立 行 政 法 人 国 立 文 化 財 機 構 施 設 整 備 費	1,176,068		0		1,176,068
	独 立 行 政 法 人 国 立 文 化 財 機 構 施 設 整 備 費	496,517		0		496,517
	独 立 行 政 法 人 日 本 芸 術 文 化 振 興 会 運 営 費	906,407		0		906,407
	独 立 行 政 法 人 日 本 芸 術 文 化 振 興 会 施 設 整 備 費	90,526,405	△	152,636		90,373,769
	計	1,546,122,378	△	1,767,423		1,544,354,955
	厚 生 勞 働 本 省 共 通 費	2,828,170	△	77,636		2,750,534
	医 療 提 供 体 制 確 保 対 策 費	25,884,726	△	3,967		25,880,759
	医 療 従 事 者 等 確 保 対 策 費	255,009	△	177		254,832
	医 療 情 報 化 等 推 進 費	1,068,856	△	1,203		1,067,653
	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構 施 設 整 備 費	842,168		0		842,168
厚 生 勞 働 省	文 部 科 学 省 所 管 補 正 額 合 計					
	厚 生 勞 働 本 省					

国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費	353,875	△	0	353,875
感染症対策費	4,675,604,705	△	8,369	4,675,596,336
特定疾患対策費	0	△	313,766	313,766
移植医療推進費	561,546	△	2,066	559,480
原爆被爆者等援護対策費	359,370	△	0	359,370
医薬品承認審査等推進費	251,288	△	6,501	244,787
医薬品安全対策等推進費	0	△	6,509	6,509
医薬品適正使用推進費	1,119,879	△	0	1,119,879
医療技術実用化等推進費	7,519,417	△	1,024	7,518,393
医療提供体制基盤整備費	3,806,127	△	0	3,806,127
独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	2,451,062	△	0	2,451,062
医療保険給付諸費	39,213,327	△	31,065	39,182,262
地域保健対策費	93,201	△	0	93,201
健康増進対策費	2,007,720	△	237,714	1,770,006
健康危機管理推進費	0	△	7,708	7,708
食品等安全確保対策費	0	△	33,960	33,960
水道施設整備費	2,439,000	△	0	2,439,000
生活基盤施設耐震化等対策費	36,487,000	△	0	36,487,000
生活衛生対策費	814,937	△	0	814,937
労働条件確保・改善対策費	0	△	61,223	61,223
中小企業最低賃金引上げ支援対策費	13,513,507	△	0	13,513,507
特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給諸費	172,946,964	△	0	172,946,964
男女均等雇用対策費	0	△	10,030	10,030
高齢者等雇用安定・促進費	288,163,343	△	372,726	287,790,617
失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	2,152,153,230	△	0	2,152,153,230
就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	8,986,853	△	0	8,986,853
保育対策費	67,062,234	△	2,617	67,059,617
児童虐待等防止対策費	16,893,789	△	373	16,893,416
母子保健衛生対策費	3,086,211	△	20,024	3,066,187
母子家庭等対策費	2,417,400	△	604	2,416,796
子ども・子育て支援対策費	66,941,604	△	0	66,941,604
児童福祉施設整備費	5,206,017	△	0	5,206,017

生活保護等対策費	569,390,196	△	21,093,890	548,296,306
社会福祉諸費	465,280	△	0	465,280
遺族及留守家族等援護費	517,829	△	38	517,791
戦没者慰霊事業費	27,280	△	118,192	90,912
障害保健福祉費	52,424,483	△	6,914,900	45,509,583
社会福祉施設整備費	9,290,941		0	9,290,941
独立行政法人福祉医療機構運営費	564,520		0	564,520
公的年金制度等運営諸費	0	△	16,557	16,557
私的年金制度整備運営費	0	△	1,433	1,433
高齢者日常生活支援等推進費	0	△	1,662	1,662
介護保険制度運営推進費	129,736,368	△	105,306	129,631,062
業務取扱費年金特別会計へ繰入	0	△	87,029	87,029
国緊機関活動推進費	780,766		0	780,766
厚生労働調査研究等推進費	17,080,823	△	48,368	17,032,455
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費	1,251,335		0	1,251,335
水道施設災害復旧事業費	1,337,401	△	482	1,336,919
計	8,384,742,757	△	29,587,119	8,355,155,638
検疫所共通施設費	543,000	△	0	543,000
検疫業務等実施費	26,986		0	26,986
計	74,511,581		0	74,511,581
国立ハンセン病療養所共通費	74,538,567	△	366,866	74,171,701
国立ハンセン病療養所施設費	0	△	956,876	956,876
計	499,248		0	499,248
厚生労働本省試験研究所共通費	499,248	△	956,876	457,628
厚生労働本省試験研究所施設費	0	△	2,136,146	2,136,146
計	565,762		0	565,762
厚生労働本省試験研究所試験研究費	447,323	△	23,853	423,470
計	1,013,085	△	2,159,999	1,146,914
国立更生援護機関共通費	0	△	106,760	106,760
国立更生援護機関施設費	40,508		0	40,508
国立更生援護所運営費	0	△	7,515	7,515
計	40,508	△	114,275	73,767

地方厚生局	地方厚生局共通費	地方厚生局共通費	地方厚生局共通費	地方厚生局共通費
	0	△	191,125	△
	0	△	89,592	△
	1,619,795	△	149	△
	0	△	9,212	△
	1,619,795	△	290,078	△
	0	△	1,531,216	△
	0	△	1,003	△
	0	△	484	△
	0	△	823	△
	333,389	△	1,704	△
	333,389	△	1,535,230	△
	0	△	43,756	△
	0	△	3,901	△
	0	△	47,657	△
	0	△	35,058,100	△
	8,462,787,349	△	1,048,936	△
	0	△	0	△
	61,234,789	△	0	△
	59,527,535	△	0	△
	20,000,110	△	0	△
	75,626	△	0	△
	6,268,585	△	702,008	△
	18,232,704	△	1,611	△
	0	△	42,123	△
	5,550,000	△	0	△
	400,000	△	0	△
	193,226,963	△	290	△
	0	△	51,837	△
	7,030,000	△	0	△
	2,517,500	△	0	△
	6,400,000	△	0	△
	131,782,000	△	0	△
	0	△	64,310	△
	131,782,000	△	131,782,000	△
	0	△	64,310	△

(外号) 林産省

農林水産省検査指導機関 農林水産技術会議	農山漁村活性化対策費	1,600,000	0	1,600,000
	風水害等対策費	{ 14,400	0	14,400
	農業施設災害復旧事業費	50,574,476	0	50,574,476
	農業施設災害関連事業費	3,330,000	0	3,330,000
	計	567,764,688	△	565,853,573
	農林水産本省検査指導所	21,496	△	159,119
	農林水産技術会議共通費	0	△	68,430
	農林水産業イノベーション・技術開発推進費	3,000,000	△	2,874,596
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	4,850,000	0	4,850,000
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	994,340	0	994,340
地方農政局	計	8,844,340	△	8,650,506
	地方農政局	0	△	584,651
	海岸事業工事諸費	0	△	12,071
	農業農村整備事業工事諸費	0	△	646,567
	計	0	△	1,243,289
	北海道農政事務所	0	△	333,099
	林野庁共通費	0	△	779,921
	国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費	200,080	0	200,080
	治山事業費	25,897,000	0	25,897,000
	森林整備事業費	41,028,000	0	41,028,000
北海道農政事務所	信入金利子国債有林野事業債務管理特別会計へ繰入	0	△	1,179,619
	林業振興対策費	283,412	0	283,412
	林産物供給等振興対策費	48,000	0	48,000
	森林整備・林業等振興対策費	21,733,921	0	21,733,921
	治山事業工事諸費	0	△	43,847
	森林整備事業工事諸費	0	△	145,195
	山林施設災害復旧事業費	17,727,000	0	17,727,000
	山林施設災害関連事業費	7,496,000	0	7,496,000
	計	114,413,413	△	112,264,831
	水産庁共通費	0	△	95,985
水産庁	水産資源回復対策費	1,338,950	△	1,324,095
	漁業経営安定対策費	90,311,010	△	90,117,560

経済産業省	農林水産省	経 済 産 業 省	管 補 正 額 合 計	経 済 産 業 省 共 通 費	漁 村 振 興 対 策 費	海 産 基 盤 整 備 費	漁 港 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	漁 港 施 設 災 害 関 連 事 業 費	計	保 險 料 国 庫 負 担 金 等 食 料 安 定 供 給 特 別 会 計 (線 入)	△	16,068	△	16,068
					3,423,538	600,000	10,800,000	3,281,000	110,883,498	0	△	801	△	3,422,737
					600,000	0	0	0	321,159	0	△	0	△	600,000
					10,800,000	0	0	0	6,331,693	0	△	0	△	10,800,000
					3,281,000	0	0	0	520,403	0	△	0	△	3,281,000
					1,129,000	0	0	0	3,831	0	△	0	△	1,129,000
					110,883,498	0	0	0	0	0	△	0	△	110,562,339
					801,927,435	0	0	0	630,487	0	△	0	△	795,595,742
					0	0	0	0	520,403	0	△	0	△	520,403
					859,996	0	0	0	3,831	0	△	0	△	856,165
					931,358,544	0	0	0	931,358,544	0	△	0	△	2,260,000
					2,260,000	0	0	0	615,744	0	△	0	△	615,744
					615,744	0	0	0	21,783,441	0	△	0	△	21,783,441
					21,783,441	0	0	0	3,349,960	0	△	0	△	3,349,960
					3,349,960	0	0	0	5,491	0	△	0	△	5,491
					0	0	0	0	6,333,000	0	△	0	△	6,333,000
					6,333,000	0	0	0	44,306	0	△	0	△	44,306
					0	0	0	0	279,883,961	0	△	0	△	279,845,789
					279,883,961	0	0	0	1,355,004	0	△	0	△	1,346,945
					1,355,004	0	0	0	40,807,191	0	△	0	△	40,807,191
					40,807,191	0	0	0	55,652,666	0	△	0	△	55,652,666
					55,652,666	0	0	0	833,485	0	△	0	△	833,485
					833,485	0	0	0	1,699,911	0	△	0	△	1,699,911
					1,699,911	0	0	0	2,949,865	0	△	0	△	2,949,753
					2,949,865	0	0	0	999,500	0	△	0	△	999,500
					999,500	0	0	0	349,925	0	△	0	△	349,925
					349,925	0	0	0	0	0	△	0	△	6,319
					0	0	0	0	27,000,000	0	△	0	△	27,000,000
					27,000,000	0	0	0	1,272,000	0	△	0	△	1,272,000
					1,272,000	0	0	0	0	0	△	0	△	3,794
					0	0	0	0	1,379,364,193	0	△	0	△	1,378,733,706
					1,379,364,193	0	0	0	630,487	0	△	0	△	630,487

経 済 産 業 局 共 通 費	0	△	33,727	△	33,727
産業保安監督官署共通費	0	△	94,008	△	94,008
資源エネルギー庁	0	△	47,233	△	47,233
石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	24,270,000		0		24,270,000
燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	289,916,423		0		289,916,423
電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	1,739,743		0		1,739,743
電源立地対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	3,000,000		0		3,000,000
電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	257,400		0		257,400
計	319,183,566	△	47,233	△	319,136,333
中小企業庁共通費	0	△	21,783	△	21,783
経営革新・創業促進費	3,432,600,078	△	12,584		3,432,587,494
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	200,166,418		0		200,166,418
独立行政法人中小企業基盤整備機構出資	75,000,000		0		75,000,000
中小企業事業環境整備費	150,838,157	△	2,415		150,835,742
経営安定・取引適正化費	796,650	△	221,109		575,541
計	3,859,401,303	△	257,891		3,859,143,412
国土交通省	5,557,949,062	△	1,063,346		5,556,885,716
国土交通本省	0	△	1,723,421	△	1,723,421
管補正額合計	2,507,000		0		2,507,000
住宅対策推進費	119,100,000	△	121		119,099,879
港湾環境整備事業費	416,400		0		416,400
道路環境改善事業費	1,181,892		0		1,181,892
道路環境改善事業費	28,122,000		0		28,122,000
水資源対策費	0	△	4,399	△	4,399
水資源開発事業費	300,000		0		300,000
国営公園等事業費	6,192,000		0		6,192,000
都市水環境整備事業費	7,414,000		0		7,414,000
地球温暖化防止等対策費	195,415		0		195,415
市街地防災事業費	50,000		0		50,000

住宅防災事業費	58,344,000	0	58,344,000	
下水道防災事業費	4,099,000	0	4,099,000	
河川整備事業費	176,814,700	0	176,814,700	
多目的ダム建設事業費	6,779,640	0	6,779,640	
総合流域防災事業費	6,223,844	0	6,223,844	
砂防事業費	53,724,000	0	53,724,000	
海岸事業費	11,824,000	0	11,824,000	
公共交通等安全対策費	169,906	3,376	166,530	
鉄道安全対策事業費	6,223,000	0	6,223,000	
道路交通安全対策事業費	105,837,000	0	105,837,000	
港湾事業費	72,253,600	0	72,253,600	
地域連携道路事業費	141,127,000	0	141,127,000	
都市・地域づくり推進費	542,900	0	542,900	
都市再生・地域再生整備事業費	10,260,000	0	10,260,000	
鉄道網整備推進費	0	10,290	10,290	
鉄道網整備事業費	4,059,000	0	4,059,000	
地域公共交通維持・活性化推進費	29,109,871	0	29,109,871	
都市・地域交通整備事業費	100,000	0	100,000	
道路交通円滑化推進費	7,759,300	0	7,759,300	
道路交通円滑化事業費	46,634,000	0	46,634,000	
社会資本整備・管理効率化推進費	149,129	49,259	99,870	
建設市場整備推進費	0	23,078	23,078	
国土交通統計調査費	0	8,531	8,531	
国土調査費	3,087,858	0	3,087,858	
自動車運送業市場環境整備推進費	109,683	0	109,683	
海事産業市場整備等推進費	452,656	3,886	448,770	
独立行政法人海技教育機構船舶建造費	418,000	0	418,000	
国土形成推進費	479,881	0	479,881	
社会資本総合整備事業費	399,090,000	0	399,090,000	
離島振興費	1,067,244	0	1,067,244	
離島振興事業費	15,834,000	0	15,834,000	
北海道総合開発推進費	1,015,642	0	1,015,642	
北海道開発事業費	154,056,816	0	154,056,816	

国土技術政策総合研究所	技術研究開発推進費	672,985	0	672,985	
	国立研究開発法人土木研究所施設整備費	2,349,013	0	2,349,013	
	国立研究開発法人建築研究所施設整備費	1,304,158	0	1,304,158	
	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費	128,000	0	128,000	
	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	29,001	0	29,001	
	情報化推進費	1,836,454	△	1,835,926	
	国際協力費	399,985	△	399,497	
	官庁営繕費	2,112,705	0	2,112,705	
	道路整備事業調査諸費	0	△	5,082	△
	河川等災害復旧事業費	223,844,764	0	223,844,764	
	水資源開発施設災害復旧事業費	313,000	0	313,000	
	住宅施設災害復旧事業費	237,000	0	237,000	
	鉄道施設災害復旧事業費	540,000	0	540,000	
	河川等災害関連事業費	87,678,843	0	87,678,843	
	自動車安全特別会計へ繰入自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	785,538	0	785,538	
	計	0	△	950	△
国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	1,805,355,823	△	1,833,409	△
	国土技術政策総合研究所施設費	0	△	77,378	△
	国土技術政策総合研究所施設費	598,896	0	598,896	
	技術研究開発推進費	308,363	0	308,363	
	治水海岸事業工事諸費	0	△	31,459	△
	道路整備事業工事諸費	0	△	16,502	△
	港湾空港整備事業工事諸費	0	△	12,560	△
	計	907,259	△	137,899	△
	国土地理院共通費	0	△	137,086	△
	国土地理院施設費	31,515	0	31,515	
	国土情報整備推進費	4,903,421	0	4,903,421	
	地理空間情報整備・活用等推進費	1,148,808	0	1,148,808	
	技術研究開発推進費	28,330	0	28,330	
	計	6,112,074	△	137,086	△
				5,974,988	

海 地	難 審 判 所	海 地	難 審 判 所	共 通 費	△	△	29,312	29,312
地方整備局	地方整備局	地方整備局	地方整備局	0	△	29,312	△	29,312
地方整備局	地方整備局	地方整備局	地方整備局	0	△	237,633	△	237,633
地方整備局	地方整備局	地方整備局	地方整備局	29,478		0		29,478
治水海岸事業工事諸費	治水海岸事業工事諸費	治水海岸事業工事諸費	治水海岸事業工事諸費	0	△	1,080,958	△	1,080,958
道路整備事業工事諸費	道路整備事業工事諸費	道路整備事業工事諸費	道路整備事業工事諸費	0	△	1,214,860	△	1,214,860
港湾空港整備事業工事諸費	港湾空港整備事業工事諸費	港湾空港整備事業工事諸費	港湾空港整備事業工事諸費	0	△	507,910	△	507,910
都市環境整備事業工事諸費	都市環境整備事業工事諸費	都市環境整備事業工事諸費	都市環境整備事業工事諸費	0	△	237,621	△	237,621
国営公園等事業工事諸費	国営公園等事業工事諸費	国営公園等事業工事諸費	国営公園等事業工事諸費	0	△	133,219	△	133,219
河川等災害復旧事業等工事諸費	河川等災害復旧事業等工事諸費	河川等災害復旧事業等工事諸費	河川等災害復旧事業等工事諸費	2,245,962		0		2,245,962
計	計	計	計	2,275,440	△	3,412,201	△	1,136,761
北海道開発局	北海道開発局	北海道開発局	北海道開発局	0	△	174,984	△	174,984
北海道治水海岸事業工事諸費	北海道治水海岸事業工事諸費	北海道治水海岸事業工事諸費	北海道治水海岸事業工事諸費	0	△	150,168	△	150,168
北海道道路整備事業工事諸費	北海道道路整備事業工事諸費	北海道道路整備事業工事諸費	北海道道路整備事業工事諸費	0	△	188,217	△	188,217
北海道港湾空港整備事業工事諸費	北海道港湾空港整備事業工事諸費	北海道港湾空港整備事業工事諸費	北海道港湾空港整備事業工事諸費	0	△	96,783	△	96,783
北海道都市環境整備事業工事諸費	北海道都市環境整備事業工事諸費	北海道都市環境整備事業工事諸費	北海道都市環境整備事業工事諸費	0	△	49,231	△	49,231
北海道国営公園等事業工事諸費	北海道国営公園等事業工事諸費	北海道国営公園等事業工事諸費	北海道国営公園等事業工事諸費	0	△	6,855	△	6,855
北海道農業農村整備事業等工事諸費	北海道農業農村整備事業等工事諸費	北海道農業農村整備事業等工事諸費	北海道農業農村整備事業等工事諸費	0	△	185,533	△	185,533
北海道災害復旧事業等工事諸費	北海道災害復旧事業等工事諸費	北海道災害復旧事業等工事諸費	北海道災害復旧事業等工事諸費	62,955		0		62,955
計	計	計	計	62,955	△	851,771	△	788,816
地方運輸局	地方運輸局	地方運輸局	地方運輸局	8,863	△	384,666	△	375,803
地方航空局	地方航空局	地方航空局	地方航空局	0	△	48,510	△	48,510
観光庁	観光庁	観光庁	観光庁	0	△	17,135	△	17,135
観光振興費	観光振興費	観光振興費	観光振興費	278,723,357		0		278,723,357
国際観光旅客税財源観光振興費	国際観光旅客税財源観光振興費	国際観光旅客税財源観光振興費	国際観光旅客税財源観光振興費	0	△	1,870,554	△	1,870,554
計	計	計	計	278,723,357	△	1,887,689		276,835,668
気象庁	気象庁	気象庁	気象庁	0	△	506,153	△	506,153
気象官署施設費	気象官署施設費	気象官署施設費	気象官署施設費	4,477,637		0		4,477,637
気象観測予報等業務費	気象観測予報等業務費	気象観測予報等業務費	気象観測予報等業務費	3,458,384	△	24,505		3,433,879
海洋気象観測船建造費	海洋気象観測船建造費	海洋気象観測船建造費	海洋気象観測船建造費	1,639,832		0		1,639,832
気象研究所	気象研究所	気象研究所	気象研究所	901,995	△	6,782		895,213
計	計	計	計	10,477,848	△	537,440		9,940,408

運輸安全委員会	運輸安全委員会	113,190	△	188,832	△	75,642
海上保安官署共通費	海上保安官署共通費	120,573	△	426,578	△	306,005
海上保安官署施設費	海上保安官署施設費	487,076		0		487,076
船舶交通安全及海上治安対策費	船舶交通安全及海上治安対策費	17,227,434	△	120,152		17,107,282
船舶建造費	船舶建造費	16,628,255	△	305,963		16,322,292
船舶交通安全基盤整備事業費	船舶交通安全基盤整備事業費	3,170,000		0		3,170,000
船舶交通安全基盤整備事業工事諸費	船舶交通安全基盤整備事業工事諸費	0	△	39,368	△	39,368
船舶交通安全基盤災害復旧事業費	船舶交通安全基盤災害復旧事業費	554,308		0		554,308
船舶交通安全基盤災害復旧事業工事諸費	船舶交通安全基盤災害復旧事業工事諸費	10,692		0		10,692
計	計	38,198,338	△	892,061		37,306,277
国土交通省所管補正額合計	国土交通省所管補正額合計	2,142,235,147	△	10,340,876		2,131,894,271
環境省所管環境本省共通推進費	環境省所管環境本省共通推進費	0	△	13,625	△	13,625
地球温暖化対策推進費	地球温暖化対策推進費	7,130,000		0		7,130,000
石油石炭税財源エネルギー供給構造高度化対策費	石油石炭税財源エネルギー供給構造高度化対策費	41,800,000		0		41,800,000
エネルギー供給構造高度化対策特別会計へ繰入	エネルギー供給構造高度化対策特別会計へ繰入	3,246,000		0		3,246,000
地球環境保全費	地球環境保全費	0	△	59,462	△	59,462
大気・水・土壌環境等保全費	大気・水・土壌環境等保全費	7,888,642	△	300		7,888,342
廃棄物・リサイクル対策推進費	廃棄物・リサイクル対策推進費	16,434,432		0		16,434,432
廃棄物処理施設整備費	廃棄物処理施設整備費	47,150,000		0		47,150,000
生物多様性保全等推進費	生物多様性保全等推進費	3,099,333	△	800		3,098,533
環境保全施設整備費	環境保全施設整備費	793,567		0		793,567
自然公園等事業費	自然公園等事業費	4,650,000		0		4,650,000
化学物質対策推進費	化学物質対策推進費	0	△	2,118	△	2,118
環境保健対策推進費	環境保健対策推進費	159,000	△	322		158,678
環境政策基盤整備費	環境政策基盤整備費	289,590		0		289,590
環境調査研修費	環境調査研修費	341,086	△	7,261		333,825
国立研究開発法人国立環境研究所運営費	国立研究開発法人国立環境研究所運営費	1,617,515		0		1,617,515
国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	935,529		0		935,529

防衛省	環境省所管	地方環境事務所 原子力規制委員会	自然公園等事業工事諸費	0	△	8,619	△	8,619	
			廃棄物処理施設災害復旧事業費	978,000		0		978,000	
			計	136,512,694	△	92,507	△	136,420,187	
			地方環境事務所共通費	0	△	66,180	△	66,180	
			原子力規制委員会共通費	0	△	159,695	△	159,695	
			原子力安全確保費	123,754	△	841		122,913	
			放射能調査研究費	171,355		0		171,355	
			電源開発促進税財源電源利用対策及原子力安全規制対策費 エネルギー対策特別会計へ繰入	4,495,882		0		4,495,882	
			計	4,790,991	△	160,536		4,630,455	
			補正額合計	141,303,685	△	319,223		140,984,462	
			防衛官給与費	7,565,545		0		7,565,545	
			防衛力基盤強化推進費	5,718,061		0		5,718,061	
			武器車両等整備費	35,928,814	△	1,579,109		34,349,705	
			艦船整備費	280,827,477	△	3,384,118		277,443,359	
			航空機整備費	5,230,510	△	911,695		4,318,815	
			平成29年度潜水艦建造費	295,739,350	△	1,071,232		294,668,118	
防衛省	防衛省所管	防衛省所管	平成29年度潜水艦建造費	0	△	1,025,418	△	1,025,418	
			平成30年度潜水艦建造費	6,450,000		0		6,450,000	
			令和元年度甲V型警備艦建造費	19,465,000		0		19,465,000	
			令和元年度潜水艦建造費	13,788,000		0		13,788,000	
			令和2年度甲V型警備艦建造費	9,788,490		0		9,788,490	
			令和2年度潜水艦建造費	6,180,129		0		6,180,129	
			在日米軍等駐留関連諸費	86,543,730	△	1,458		86,542,272	
			計	773,225,106	△	7,973,030		765,252,076	
			地方防衛局	379,289		0		379,289	
			地方防衛局	231,302	△	0		231,302	
			防衛力基盤強化推進費	0	△	339,835	△	339,835	
			計	231,302	△	339,835	△	108,533	
			防衛省所管補正額合計	773,835,697	△	8,312,865		765,522,832	
			歳出補正額合計	37,555,975,968	△	1,566,465,144		35,989,510,824	

乙号 継続費 補正

所管	組織	項	総額 (千円)	年 割 額						事 由
				平成29年度 (千円)	平成30年度 (千円)	令和元年度 (千円)	令和2年度 (千円)	令和3年度 (千円)	令和4年度 (千円)	
防衛省	防衛本省	平成29年度潜水艦建造費								平成29年度潜水艦建造費については、契約価格が予定を下回ったことに伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		既 定	80,977,784	252,287	1,362,017	36,891,315	28,556,039	13,916,126	—	
		修正減少	△ 1,025,418	0	0	0	0	△ 1,025,418	—	
		改 定	79,952,366	252,287	1,362,017	36,891,315	28,556,039	12,890,708	—	
		平成30年度潜水艦建造費								
		既 定	71,757,636	—	106,699	4,037,928	30,141,241	14,426,645	23,045,123	平成30年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進することに伴いその年割額を改定する必要があるため
		変更増減	0	—	0	0	0	6,450,000	△ 6,450,000	
		改 定	71,757,636	—	106,699	4,037,928	30,141,241	20,876,645	16,595,123	
		令和元年度甲V型警備艦建造費								令和元年度甲V型警備艦建造費については、建造工程の効率化を推進することに伴いその年割額を改定する必要があるため
		既 定	95,030,559	—	—	1,617,398	13,094,721	33,558,589	46,759,851	
		変更増減	0	—	—	0	0	19,465,000	△ 19,465,000	
		改 定	95,030,559	—	—	1,617,398	13,094,721	53,023,589	27,294,851	

所 管	組 織	項	総 額 (千円)	年 割 額						事 由
				令和元年度 (千円)	令和2年度 (千円)	令和3年度 (千円)	令和4年度 (千円)	令和5年度 (千円)	令和6年度 (千円)	
		令和元年度潜水艦建造費								
		既 定	69,923,084	74,772	3,277,296	14,935,136	27,984,847	23,651,033	—	令和元年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進することに伴いその年割額を改定する必要があるため
		変更増減	0	0	0	13,788,000	△ 13,788,000	0	—	
		改 定	69,923,084	74,772	3,277,296	28,723,136	14,196,847	23,651,033	—	
		令和2年度甲V型警備艦建造費								
		既 定	94,262,013	—	5,852,202	3,738,130	44,050,702	40,620,979	—	令和2年度甲V型警備艦建造費については、建造工程の効率化を推進することに伴いその年割額を改定する必要があるため
		変更増減	0	—	0	9,788,490	△ 9,788,490	0	—	
		改 定	94,262,013	—	5,852,202	13,526,620	34,262,212	40,620,979	—	
		令和2年度潜水艦建造費								
		既 定	71,040,780	—	914,704	1,357,743	23,154,931	24,721,496	20,891,906	令和2年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進することに伴いその年割額を改定する必要があるため
		変更増減	0	—	0	6,180,129	△ 6,180,129	0	0	
		改 定	71,040,780	—	914,704	7,537,872	16,974,802	24,721,496	20,891,906	

丙号 繰越明許費補正

所	管	組	織	事	項	所	管	組	織	事	項
国	会	国 立 国 会	図 書 館	(項) 国 立 国 会 図 書 館 の うち	国 立 国 会 図 書 館 業 務 庁 費 (国 立 国 会 図 書 館 所 蔵 資 料 デ ジ タ ル ア ー カ イ ブ 整 備 費 に 限 る。)					経 済 財 政 策 費 の うち	景 気 動 向 調 査 費 (1) ア ル タ イ ム テ ー タ 括 用 経 済 動 向 分 析 事 業 費 及 び 経 済 財 政 セ ン ン 構 築 事 業 費 に 限 る。)
裁 判 所	裁 判 所	裁 判 所	所	(項) 最 高 裁 判 所 の うち	情 報 処 理 業 務 庁 費 (司 法 情 報 シ ス テ ム 緊 急 整 備 費 に 限 る。)					民 間 資 金 等 活 用 事 業 調 査 費 補 助 金	
				下 級 裁 判 所 の うち	法 廷 等 器 具 整 備 費 (裁 判 支 援 機 器 緊 急 整 備 費 に 限 る。)					地 域 就 職 氷 河 期 世 代 支 援 加 速 化 交 付 金	
				裁 判 費 の うち	裁 判 庁 費 (司 法 情 報 シ ス テ ム 緊 急 整 備 費 に 限 る。)					地 方 創 生 支 援 費 の うち	地 方 創 生 支 援 委 託 費 (新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 地 方 創 生 臨 時 交 付 金 効 果 促 進 事 ケ 推 進 事 業 費 に 限 る。)
				裁 判 費 の うち	裁 判 庁 費 (司 法 情 報 シ ス テ ム 緊 急 整 備 費 に 限 る。)					地 方 創 生 支 援 事 業 費 補 助 金 (先 導 的 な 人 材 ス ッ プ チ ン グ 事 業 費 及 び 関 係 人 口 創 出 ・ 拡 大 対 策 推 進 緊 急 事 業 費 に 限 る。)	地 方 創 生 支 援 事 業 費 補 助 金 (先 導 的 な 人 材 ス ッ プ チ ン グ 事 業 費 及 び 関 係 人 口 創 出 ・ 拡 大 対 策 推 進 緊 急 事 業 費 に 限 る。)
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	院	(項) 会 計 検 査 院 の うち	会 計 検 査 情 報 処 理 業 務 庁 費 (会 計 検 査 院 ネ ッ ト ワ ー ク シ ス テ ム 整 備 費 に 限 る。)					デ ジ タ ル 田 園 都 市 国 家 構 想 推 進 交 付 金	
内	閣	内 閣	房	(項) 内 閣 官 房 共 通 費 の うち	庁 費 (イ ン ト ラ ネット 経 済 開 発 推 進 調 査 費 ・ 感 染 症 対 策 新 技 術 導 入 調 査 費 及 び 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 普 及 啓 発 事 業 費 に 限 る。)					新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 地 方 創 生 推 進 費	
				情 報 処 理 業 務 庁 費 (危 機 管 理 セ ン タ ー 機 能 強 化 事 業 費 及 び サ イ バ ー セ キ ュ リ テ ィ 対 策 強 化 事 業 費 に 限 る。)						防 災 策 費 の うち	災 害 関 係 調 査 費 (災 害 対 応 力 緊 急 強 化 事 業 費 に 限 る。)
				人 事 院 の うち	任 用 試 験 費 (各 種 照 会 業 務 効 率 化 推 進 費 及 び 定 期 健 康 診 断 等 報 告 書 作 成 ツ ー ル 開 発 費 に 限 る。)					原 子 力 災 害 対 策 費	
内 閣 府	内 閣 府	内 閣 府	府	(項) 内 閣 本 府 共 通 費 の うち	重 要 土 地 等 調 査 委 託 費					沖 縄 政 策 費 の うち	沖 縄 振 興 開 発 調 査 委 託 費 (新 た な 沖 縄 観 光 サ ー ビ ス 創 出 支 援 事 業 費 に 限 る。)
				政 府 広 報 費 の うち	啓 発 広 報 費 (戦 略 的 広 報 費 に 限 る。)					男 女 共 同 参 画 社 会 形 成 の うち	諸 謝 金 (配 偶 者 暴 力 被 害 者 等 相 談 ・ 支 援 体 制 強 化 事 業 費 及 び 人 身 取 引 対 策 普 及 啓 発 事 業 費 に 限 る。)

官 報 (号 外)

デジタル社会形成推進のうち 情報処理業務庁費(進公業分野デジタル化推進事業費、基金受取口座登録制度推進事業費及びデータ信頼性確保環境構築事業費に限る。) 情報通信技術調査等適正・効率化推進費のうち 情報処理業務庁費(政府情報システム緊急整備費に限る。) 情報通信技術調査等適正・効率化推進委託費 総務本省共通費のうち 庁費(災害対策用移動通信機器等整備費に限る。) 地方行政制度整備費のうち 地方行政体制整備業務庁費(地方公共団体情報システム標準化・共通化支援経費に限る。) 電子政府・電子自治体のうち 推進費 職員旅費(マイナンバーカード普及推進費に限る。) 情報処理業務庁費(マイナンバーカード普及推進費及びマイナンバーポータル活用消費喚起等事業費に限る。) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(マイナンバーカード所有者転出・転入手続プロセスの最適化システム改修費に限る。) 情報通信技術研究開発のうち 情報通信技術研究開発推進業務庁費(降雨等観測データ共有技術研究開発事業費及び衛星量子暗号通信技術研究開発事業費に限る。)	情報通信技術研究開発推進費(降雨等観測データ及び衛星量子暗号通信技術研究開発事業費に限る。) 情報通信技術研究開発推進業務補助金(ICT分野ハイクラス産業、量子暗号通信、次世代人工知能研究基盤整備事業費、降雨等観測機器整備事業費及び衛星量子暗号通信技術実証事業費に限る。) 革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金 国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費のうち 国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費補助金(ICT分野研究開発環境整備事業費及びサイバーセキュリティ演習環境強化事業費に限る。) 情報通信技術高度活用推進費のうち 情報通信技術研究開発調査費(デジタル教育プラットフォーム活用支援推進事業費、産業情報通信託託機能活用促進事業費、放送コンテンツ費、地域情報発信ネットワーク整備事業費等)及び積極的起業費(デジタル対策総合実証事業費に限る。) 情報通信技術利用環境のうち 情報通信技術研究開発調査費(ケーナルテレビネットワーク光化推進事業費に限る。)
---	---

矯 正 官 署	(項) 矯正官署共通費のうち 庁費(矯正官署設備緊急整備費及び防災体制強化経費に限る。)			、出入国管理業務費のうち 出入国管理業務庁費(オンライン環境整備費及び偽造文書鑑識機器緊急整備費に限る。)
	庁舎等撤去費		公安調査庁	(項) 公安調査庁共通費のうち 収容諸費(出入国在留管理庁収容施設設備緊急整備費に限る。)
	矯正管理業務費のうち 矯正管理業務庁費(矯正施設整備システム緊急整備費及び矯正官署設備緊急整備費に限る。)		公安調査庁	(項) 公安調査庁共通費のうち 情報処理業務庁費(通信機器緊急整備費に限る。)
更生保護官署	(項) 更生保護活動費のうち 更生保護業務庁費(オンライン環境整備費に限る。)		公安調査庁	破綻的団体等調査費のうち 団体等調査業務庁費(情報収集・分析機器緊急整備費に限る。)
法務局	(項) 法務局共通費のうち 庁費(法務局設備緊急整備費に限る。)	外務省	外務省	(項) 外務省共通費のうち 情報処理業務庁費(統合情報管理システム整備費、情報セキュリティ対策機能強化費、統合情報通信システム改修費及び特殊通話装置改修費に限る。)
	登記事務処理費のうち 登記業務庁費(書架緊急整備費及び閉鎖登記簿電子化推進経費に限る。)			在外公館連絡庁費(外務省ネットワークシステム機器整備費に限る。)
	登記事項証明書交付事務等委託費(閉鎖登記簿電子化推進経費に限る。)			分野別外交費のうち 情報処理業務庁費(人工知能活用情報収集システム整備費に限る。)
	人権擁護活動費のうち 人権擁護業務庁費(人権擁護活動用ウェア会議設備整備費に限る。)			在外公館共通費のうち 在外公館連絡庁費(防弾車緊急整備費に限る。)
出入国在留管理庁	(項) 出入国在留管理庁共通費のうち 庁費(出入国在留管理庁設備緊急整備費に限る。)	在 外 公 館	(項) 在 外 公 館 共 通 費 の うち	政府開発援助在外公館連絡庁費(防弾車緊急整備費に限る。)
	出入国管理企画調整推進費			車両購入費(防弾車緊急整備費に限る。)
	出入国管理業務庁費(外国人受入れ・共生制度等海外事情調査研究経費及び難民旅行証明書偽変造防止経費に限る。)			政府開発援助車両購入費(防弾車緊急整備費に限る。)

財 務 省	税	関	(項) 税 関 業 務 費 の うち		
文 部 科 学 省	国 税	片	(項) 税 務 業 務 費 の うち 税関業務特別庁費(分析機器緊急整備費、不正薬物・爆発物探知装置緊急整備費、エックス線検査装置緊急整備費及び放射性物質検査設備緊急整備費に限る。) 税務特別庁費(日本産酒類販路拡大・消費喚起等推進事業費に限る。) 新市場開拓支援事業費補助金		高等教育振興費のうち 大学改革推進等補助金(緊急対応問題作成等事業費、デジタル活用高度専門人材育成事業費及び医療人材養成事業費に限る。) 独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金 国立大学法人設備整備費補助金
			(項) 文 部 科 学 本 省 施 設 費 教育部政策推進費のうち 教育部政策推進事業委託費(就職等支援)カレント教育推進事業費に限る。) 国際文化交流促進費補助金(教育環境緊急整備事業費及び感染症対策支援事業費に限る。) 放送大学学園補助金(教育環境緊急整備事業費に限る。) 放送大学学園施設整備費補助金 独立行政法人教職員支援機構施設整備費 独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費 独立行政法人国立女性教育会館施設整備費 初等中等教育振興費のうち 先端技術活用教育推進事業委託書活用事業費及びデジタル教科書配信基盤整備事業費に限る。) 学校保健特別対策事業費補助金 教育支援体制整備事業費交付金(感染症対策等支援事業費及び教育体制支援事業費に限る。)		私立学校振興費のうち 私立大学等研究設備整備費等補助金 研究振興費のうち 特定先端大型研究施設整備費補助金 研究開発推進費のうち 国立研究開発法人物質・材料研究機構設備整備費補助金 国立研究開発法人海洋研究開発機構設備整備費補助金 国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備費 国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費 国立研究開発法人理化学研究所施設整備費 国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費

国立研究開発法人海洋研究開発機構施設整備費					文化財保存事業費のうち 文化芸術振興委託費(文化遺産オンライン構想推進事業費及び地域伝統行事等承事業費に限る。)
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費					文化芸術振興費補助金(地域伝統行事等伝承事業費に限る。)
文部科学本省所轄機関	(項)	国立教育政策研究所のうち試験研究費(国際成人力調査準備経費に限る。)			文化振興基金整備費のうち 文化芸術振興委託費(文化観光コンテンツ充実事業費に限る。)
		教育政策調査研究委託費(全国学力・学習状況調査電子化研究開発事業費に限る。)			文化芸術振興費補助金(展示・学習環境整備事業費に限る。)
スポーツ庁	(項)	スポーツ振興費のうち民間スポーツ振興費等補助金(障害者スポーツ環境整備事業費及びスポーツイノベーション等開催支援事業費に限る。)			日本芸術院施設費
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費			独立行政法人国立科学博物館施設整備費
文化庁		独立行政法人日本スポーツ振興センター研究施設整備補助金			独立行政法人国立美術館施設整備費補助金(京都国立近代美術館施設整備費、国立映画アーカイブ施設整備費、国立西洋美術館施設整備費、国立国際美術館施設整備費及び国立新美術館施設整備費に限る。)
	(項)	文化振興費のうち 文化芸術振興委託費(文化施設活動総統・発展等支援事業費、劇場・音楽堂等提供鑑賞体験支援型プログラム、日本語教育実証型授業費、日本語教育活動再興費、文化芸術活動再興費、文化芸術活動再興支援事業費、文化芸術活動再興推進事業費に限る。)			独立行政法人国立文化財機構施設整備費
		文化芸術振興費補助金(文化施設活動総統・発展等支援事業費、劇場・音楽堂等提供鑑賞体験支援型プログラム、日本語教育実証型授業費、日本語教育活動再興費、文化芸術活動再興支援事業費、文化芸術活動再興推進事業費に限る。)	厚生労働省	厚生労働省	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費
					医療提供体制確保対策のうち 医療提供体制確保支援関係業務庁費
					医療施設運営費等補助金(看護職員収入引上げ支援事業費及び新型コロナウイルス感染症対応看護職員等人材確保事業費に限る。)

医療情報化等推進費のうち 地域診療情報連携推進費補助金(保健医療福祉分野公開鍵基盤普及・啓発等事業費及び保健医療情報拡充システム開発事業費に限る。)	独立行政法人国立病院機構施設整備費 国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費	感染症対策費のうち 諸謝金(感染地域専門家派遣事業費に限る。)	委員等旅費(感染地域専門家派遣事業費に限る。)	社会保障関係情報化業務庁費(感染地域専門家派遣事業費に限る。)	健康対策関係業務庁費(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止経費に限る。)	感染症流行予測調査費(新型コロナウイルス感染症疫学調査費に限る。)	医薬品等保管料(新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費に限る。)	健康対策事業委託費(新興・再興感染症及び重症者治療搬送調整等支援事業費に限る。)	新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金	疾病予防対策事業費等補助金(新型コロナウイルス感染症治療薬実用化支援事業費に限る。)	予防接種対策費補助金(ヒトパピローウイルスワクチン相談支援事業費に限る。)	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金(新型コロナウイルス感染症及び新型コロナウイルス感染症患者移送等事業費に限る。)	感染症予防事業費等負担金(新型コロナウイルス感染症及び新型コロナウイルス感染症患者移送等事業費に限る。)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	移植医療推進費のうち	移植対策事業費補助金(造血幹細胞移植支援システム改修事業費及び移植対象者検察システム改修事業費に限る。)	原爆被爆者等援護対策のうち	原爆症調査研究等委託費(健康診断所特例適用区域検証事業費に限る。)	医薬品承認審査等推進のうち	医薬品審査等業務庁費(医薬品医療機器等申請・届出手続オンライン化事業費、新型コロナウイルスワクチン等生物製剤品質安全性確保等事業費及びオンライン治療信頼性確保調査事業費に限る。)	医薬品等審査迅速化事業費補助金(医薬品医療機器等申請・届出手続オンライン化事業費に限る。)
---	--	--	--------------------------------	--	---	--	--	---	----------------------------------	---	--	------------------------------------	------------------------------	--	---	------------------------------	-------------------	---	----------------------	--	----------------------	--	--

医薬品適正使用推進費のうち 衛生関係指導者養成等委託 費(薬利交付支援事業費に 限る。)	国民健康保険団体連合会等 補助金(オンライン請求シ ステム改修事業費、国費 レステム改修事業費、国 費レステム改修事業費 及処理シテム改修事業 費に限る。)
保健福祉調査委託費(電子 処方箋運用環境整備事業 費に限る。)	社会保険・税番号制度シ テム整備費補助金
社会保険・税番号制度シ テム整備費補助金	医療技術実用化等推進 費のうち
医療技術実用化等推進 費のうち	薬事経済調査委託費(医薬 品・医療機器等サライ ズ・エビデンス把握等調査 事業費に限る。)
医薬品安定供給支援補助金	医療提供体制整備 費のうち
医療提供体制整備 費のうち	医療提供体制推進事業費補 助金(災害拠点精神科病院 等設備整備事業費に限る。)
医療施設等災害復旧費補助 金	医療介護提供体制改革推進 交付金
医療介護提供体制改革推進 交付金	医療保険給付諸費のうち 医療保険制度関係業務庁費 (レセプトオンライン請求 システム利用促進環境整備 費に限る。)
高齢者医療運営円滑化等補 助金(新型コロナウイルス援 助感染症保険者機能強化支 援事業費、レセプトオンライン 請求シテム改修事業費 及処理シテム改修事業費 に限る。)	高齢者医療制度円滑運営事 業補助金(オンライン 請求シテム改修事業費、国 費レステム改修事業費、国 費レステム改修事業費 及処理シテム改修事業 費に限る。)

		高齢者等雇用安定・促進費		子ども・子育て支援対策費のうち
		職業転換等特別給付金(新型コロナウイルス感染症対応休業給付金、緊急雇用安定助成金及び新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応助成金・支援金に限る。)		子育て支援対策臨時特例交付金
		高年齢者等雇用安定促進事業委託費(非正規労働者等労働移動支援事業委託費及び新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応事業委託費に限る。)		生活保護等対策費のうち保健福祉調査委託費(生活保護業務デジタル化調査研究事業費に限る。)
		保育対策費のうち保育対策事業費補助金(保育士修学資金貸付等事業費及び保育所等業務効率化推進事業費に限る。)		生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(生活保護業務デジタル化推進事業費、業務被保護者就労支援機能強化事例食付事業費及び介護士修学資金等食付事業費に限る。)
		児童虐待等防止対策費のうち児童福祉事業対策費等補助金(自立支援資金貸付事業効果、児童養護施設等業務効率化推進事業費、虐待防止情報共有システム整備事業費、新型コロナウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症及び社会的養護従事者収入引上げ支援事業費に限る。)		社会福祉諸費のうち社会福祉振興助成費補助金(生活困窮者等支援民間団体活動助成事業費に限る。)
		母子保健衛生対策費のうち母子保健衛生費補助金(妊産婦等総合支援事業費及び新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業費に限る。)		遺族及留守家族等支援のうち遺族及留守家族等支援業務委託費(しよけい昭和館収蔵品デジタル化プロジェクト等事業費に限る。)
		母子家庭等対策費のうち母子家庭等対策費補助金(ひとり親家庭等相談体制強化事業費、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業費及びひとり親家庭等食事提供等支援事業費に限る。)		障害保健福祉費のうち保健福祉調査委託費(障害福祉サービス標準仕様書改定事業費に限る。)
				保健福祉調査地方公共団体委託費

		農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	(項)
		新市場創出対策費のうち 新市場創出対策調査等委託 費 新市場創出対策事業費補助 金(フードバンク支援緊急イ ンフラ整備費、サテライト センター緊急強化対策事業 費及び外食産業事業継続緊 急支援事業費に限る。)		
		農林水産物・食品輸出 促進対策費 農林水産物・食品輸出 促進緊急対策事業費(輸出促 進緊急対策事業費に限る。)		
		農林水産物・食品輸出促進 対策調査等委託費(輸出促 進緊急対策事業費に限る。)		
		農林水産物・食品輸出促進 対策事業費補助金(輸出促 進緊急対策事業費及び新シ ョ市場開拓水田リノベーション 事業費に限る。)		
		農林水産物・食品輸出促進 対策地方公共団体整備補 助金		
		消費者・食農連携深化 のうち 消費者・食農連携深化対策 調査等委託費(国産農林水 産物等販路新開拓緊急対 策事業費に限る。)		
		消費者・食農連携深化対策 事業費補助金(国産農林水 産物等販路新開拓緊急対 策事業費に限る。)		
		食品の安全・消費者の 信頼確保対策費 食品の安全・消費者の信頼 確保対策調査等委託費(敷 料等有害物質検査等移行 調査・試験事業費に限る。)		
		食品の安全・消費者の信頼 確保対策事業費補助金(隊 熱経口ワクチン製造用機器 導入支援事業費に限る。)		
		障害者総合支援事業費補助 金(障害者自立支援給付審 査支払等システム改修事業 費、障害者支援施設等先行 的生産性向上推進事業費、 災害時情報共有システムサ ービス等継続支援事業費、 又活動拡大支援事業費、及 び医療的ケア児支援セター 整備事業費に限る。)		
		福祉・介護職員処遇改善臨 時特例交付金		
		介護保険制度運営推進 費 要介護認定調査委託費(介 護保険システム基盤標準化 推進事業費、介護ロボット 開発等加速化事業費及び介 護予防・施設面会等再開 進事業費に限る。)		
		介護保険事業費補助金(介 護職員収入引上げ支援事 業費及び介護予防・施設面 会等再開推進支援事業費 に限る。)		
		社会福祉施設等災害復旧費 補助金		
		介護職員処遇改善支援補助 金		
		医療介護提供体制改革推進 交付金		
検 疫 所	(項)	検 疫 所 施 設 費 検 疫 業 務 等 実 施 費 の う ち 検 疫 庁 費 (新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 検 疫 体 制 強 化 事 業 費 に 限 る。)		
厚生労働本省試験研究機関	(項)	厚生労働本省試験研究 所試験研究費のうち 試験研究費(国立感染症研 究所機能・体制強化設備整 備事業費に限る。)		

経 済 産 業 省	経 済 産 業 本 省	(項)	
漁 村 振 興 対 策 費 の うち			情報技術利活用事業費補助金
水産多面的機能発揮対策交付金(環境・生態系保全緊急対策事業費に限る。)			サービース産業強化費のうち
(項)			サービース産業消費喚起事業給付金
産業・事業新陳代謝促進費			サービース産業消費喚起事業委託費
中小企業新事業創出促進対策事業委託費(客員起業家実証事業費に限る。)			サービース産業強化事業費補助金(学びと社会の連携促進事業費に限る。)
中小企業新事業創出促進対策事業費補助金(共同講座創出支援事業費及び兼業副業・転職等支援事業費に限る。)			クールジャパン推進費のうち
技術革新促進・環境整備費			コソテンツ産業等強化事業費補助金(コソテンツ海外展開促進・基盤強化事業費に限る。)
産業技術実用化開発事業費補助金(先端半導体・国内生産拠点確保事業費・半導体生産設備整備事業費・データセンタ―地方拠点整備事業費及び放射性物質研究拠点施設等運営事業費に限る。)			サイバーセキュリティ対策推進費のうち
国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費のうち			中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業委託費(IOT機器脆弱性検証事業費に限る。)
国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費(地域イノベーション・創出連携拠点整備費に限る。)			産業保安・危機管理費のうち
独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費			産業保安高度化推進事業費補助金
ものづくり産業振興費のうち			国際交渉・連携推進費のうち
産業技術研究開発委託費(衛星データ利用基盤強化事業費に限る。)			新興国市場開拓等事業委託費(グローバル・ハリエューチエーション構築等事業費及びサテライトエーション強化事業費に限る。)
バイオ医薬品製造拠点等整備事業費補助金			海外市場調査等事業費補助金
情報技術利活用促進費のうち			海外市場開拓支援費のうち
中小企業戦略的情報化等委託費(地域デジタル人材育成・確保推進事業費に限る。)			中小企業海外市場開拓支援事業委託費(ビジネス共創促進事業費及び経済連携事業費に限る。)

	中 小 企 業 庁	(項)		
		経営革新・創業促進費のうち 新型コロナウイルス感染症 対策中小企業等持続化給付 金		技術研究開発調査費(内航 海運カーゴ・ニューラル 推進調査費に限る。)
		中小企業経営支援等対策 委託費(事業復活・中小企業再生 支援事業委託費、事業環境変化 対応型支援事業費及び海外 需要拡大事業費に限る。)		公共交通等安全対策費のうち 公共交通等安全対策調査費 (船員労務管理適正化推進 調査費及び無人航空機安全 利用推進費に限る。)
		中小企業経営支援等対策 補助金(事業承継・世代交 代・再建支援事業費及び事業 環境変化対応型支援事業 費に限る。)		都市・地域づくり推進 のうち
		中小企業等事業再構築促進 補助金		都市・地域づくり推進調査 費(半島振興連携促進調査 費に限る。)
		中小企業海外展開等支援事 業費補助金(海外需要拡大 事業費に限る。)		豪雪地帯安全確保緊急対策 交付金
		中小企業事業環境整備 のうち		都市再生・地域再生整 備事業費
		中小企業災害復旧資金利子 補給補助金		都市開発事業調査費(都市 空間情報デジタル基盤構築 調査費及び大規模盛土造成 地等つつみ更新経費に限る。)
		中小企業組合等共同施設等 災害復旧費補助金		地域公共交通維持・活 性化推進費
		中小企業特定施設等災害復 旧費補助金		地域公共交通確保維持改善 事業費補助金(バリアフリー 事業・一化車道等緊急整備事業 費、地域公共交通経営改善 支援事業費及び地域公共交 通形成支援事業費に限る。)
		中小企業施設等災害復旧費 補助金		地方空港等受入環境整備事 業費補助金(施設整備費に 限る。)
		経営安定・取引適正化 のうち		社会資本整備・管理効 率化推進費
		経営安定等対策委託費(取 引適正化等推進事業費に限 る。)		社会資本整備・管理効率化 推進調査費(国土交通活用一 体化調査費、インターネット フィールド運用高度 調査費及び水門等運用高度 化促進調査費に限る。)
国 土 交 通 省	国 土 交 通 省	(項) 住宅市場整備推進費のうち 住宅市場整備推進等事業費 補助金(共生社会実現住宅 セーフティネット機能強化 ・推進緊急対策事業費に限 る。)		国 土 調 査 費のうち 測量庁費(国土調査法基本 調査等経費に限る。)

自動車運送業市場環境のうち整備推進費 自動車運送業市場環境整備推進調査費(自動車運送業行政手続電子化推進調査費に限る。) 海事業市場整備等推進費 技術研究開発調査費(国産作業船渡り調査費及びガソリン燃料供給体制整備調査費に限る。) 独立行政法人海技教育機構船舶建造費 国土形成推進費のうち国土形成推進調査費(ビジュアルデータ活用旅客流動分析調査費、歩行者移動支援推進調査費及び防災地理情報利活用促進調査費に限る。) 離島振興費のうち離島振興調査費(スマートフォンクラウド推進実証緊急調査費に限る。) 北海道総合開発推進費のうち北海道総合開発推進調査費(物流効率化推進調査費に限る。) 民族共生象徵空間運営委託費(誘客推進事業費に限る。) 技術研究開発推進費のうち技術研究開発調査費(新技術活用積算業務効率化調査費及び海洋次世代主ヒリる。) 技術研究開発委託費(運輸技術研究開発推進事業費に限る。) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費 独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	情報化推進費のうち情報処理業務庁費(内部管理業務効率化等推進調査費、高効率ネットワーク等環境整備費及び公共交通通行情報サービスデータ化促進調査費に限る。) 国際協力費のうち経済協力調査委託費(インフラシステム海外展開推進事業費に限る。) 水資源開発施設災害復旧事業費 災害情報整備推進費のうち測量庁費(防災地理情報整備費に限る。) 地理空間情報整備・活用等推進費のうち測量庁費(電子基準点網耐災害性強化費に限る。) 技術研究開発推進費のうち地理地殻変動把握技術調査費(地殻変動把握技術調査費に限る。) 地方運輸局共通費のうち庁費(非常用電源設備等整備費に限る。) 観光振興費のうち観光・運輸業消費喚起事業給付金 観光振興調査費(高付加価値観光対応力強化調査費、インバウンド対応能力強化調査費、ハイレゾリアル観光地域づくり促進支援調査費、学会議等実証調査費、観光地持続可能な観光コンベンション活用観光資源多言語解説整備調査費に限る。) 技術研究開発調査費(情報通信技術活用推進緊急調査費に限る。)	国土地理院 国土方運輸局	(項) (項) (項)
---	---	----------------------------	----------------------------------

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	組 織	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 と なる 年 度	事 由
内 閣 府	内 閣 官 房	会計検査院ネットワークシステム整備 内閣官房施設整備 既 定	533,514	令 和 3 年 度	令和 3 年度以 降 3 箇年度以内	会計検査院ネットワークシステムの整備については、多くの日数を要するため
		追 加	708,767	令 和 3 年 度	令和 3 年度以 降 3 箇年度以内	
		同	931,929	同	令和 3 年度以 降 3 箇年度以内	
		改 定	1,640,696	—	—	総理大臣官邸の施設の整備については、多くの日数を要するため
		情報収集衛星システム開発等 既 定	53,618,372	令 和 3 年 度	令和 3 年度以 降 5 箇年度以内	
		追 加	688,166	同	令和 3 年度以 降 4 箇年度以内	
		改 定	54,306,538	—	—	情報収集衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため
		沖縄地域連携道路事業 既 定	1,590,000	令 和 3 年 度	令和 3 年度及 び 令 和 4 年 度	
		追 加	350,000	同	同	
		改 定	1,940,000	—	—	一般国道58号名護東道路(その5)及び58号読谷道路(その3)の地域 連携推進工事については、多くの日数を要するため
内 閣 府	内 閣 本 府	沖縄道路交通円滑化 事業 既 定	17,000,000	令 和 3 年 度	令和 3 年度及 び 令 和 4 年 度	
		追 加	1,380,000	同	令和 3 年度以 降 3 箇年度以内	
		改 定	18,380,000	—	—	
		沖縄港湾改修事業 既 定	5,565,000	令 和 3 年 度	令和 3 年度以 降 3 箇年度以内	一般国道58号恩納高架橋(その2)ほか5箇所の交通円滑化工事につ いては、多くの日数を要するため

		追加	同	令和4年度	
文部科学省	追加 改定	1,330,000 6,895,000	—	—	那覇港ほか2港の改修工事については、多くの日数を要するため
	沖縄交通安全重点対策道路事業 既定	600,000	令和3年度	令和4年度以降4箇年度以内	一般国道329号奥間南交差点改良ほか2箇所の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
	追加	200,000	同	令和4年度	
	改定	800,000	—	—	
	沖縄かんがい排水事業 既定	3,260,000	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	
文部科学本省	追加	130,000	令和3年度	令和4年度	宮古伊良部地区牧山幹線水路(長浜工区その3)建設工事については、多くの日数を要するため
	改定	3,390,000	—	—	
	沖縄治山事業費補助	36,000	令和3年度	令和4年度	
	沖縄道路更新防災等対策事業費補助	270,000	令和3年度	令和4年度	
	宇宙開発戦略推進事務局 警察庁	5,000,000 4,129,486	令和3年度 令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内 令和3年度以降3箇年度以内	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 実用準天頂衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため 警察用ヘリコプター2機の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため 社会保障・税番号制度コールセンター運営事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
デジタル庁	デジタル庁 既定	370,472	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	追加	8,573,324	同	同	
	改定	38,423,389	—	—	
文部科学省	改定	4,550,100	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	独立行政法人国立高等専門学校機構が施行する実習船代船建造事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

(外 号) 添

国際宇宙ステーション開発費補助	既 定	8,246,306	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加	1,950,000	同	同	
基幹ロケット高度化推進費補助	改 定	10,196,306	—	—	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う基幹ロケット高度化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	既 定	20,626,296	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	
国立研究開発法人理化学研究所施設整備費補助	追 加	4,912,000	同	同	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う基幹ロケット高度化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	改 定	25,538,296	—	—	
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費補助	既 定	4,630,450	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	国立研究開発法人理化学研究所が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加	1,975,000	同	令和4年度及び令和5年度以降4箇年度以内	
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	改 定	6,605,450	—	—	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	既 定	5,000,000	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	追 加	6,904,853	同	同	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	改 定	11,904,853	—	—	

農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	かんがい排水事業				
		既 定	24,663,128	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 4 箇年度以内	和賀中央地区上堰幹線水路尻平川サイホンバイパス他原形復旧工 事ほか12件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数 を要するため
		追 加	14,000,000	同	令 和 4 年 度	
		改 定	26,063,128	—	—	
		農用地再編整備事業 既 定	3,196,000	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 4 箇年度以内	
		追 加	80,000	同	令 和 4 年 度	駅館川地区坂場揚水機場他改修工事については、多くの日数を要す るため
		改 定	3,276,000	—	—	
		地すべり対策事業 既 定	35,000	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	笹ヶ峰二期地区工事用道路建設工事については、多くの日数を要す るため
		総合農地防災事業 既 定	10,816,300	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 5 箇年度以内	
		追 加	350,000	同	令 和 4 年 度	手賀沼地区小森揚水機場導水路改修工事ほか2件の工事及びこれら に附帯する工事については、多くの日数を要するため
		改 定	11,166,300	—	—	
		農業競争力強化基盤 整備事業費補助	1,729,000	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施す るため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこと を要するため
		農村地域防災減災事 業費補助	1,144,000	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	
林 野 庁	治 山 事	業 定 加	1,835,000	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	姫川地区ほか6地区の荒廃山地の復旧工事及び志戸前川地区ほか2 地区の地すべり防止工事については、多くの日数を要するため
		追 加	1,658,000	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	
		改 定	3,493,000	—	—	
		国有林野内治山事業 既 定	691,000	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	
		追 加	2,485,000	同	同	小坪滝沢地区ほか32地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事につい ては、多くの日数を要するため
		改 定	3,176,000	—	—	

国土交通省	国土交通本省	治山事業費補助	2,145,000	令和3年度	令和4年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		森林環境保全整備事業				
		既定	5,244,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	
		追加	1,742,000	同	令和4年度	
		改定	6,986,000	—	—	
		森林環境保全整備事業費補助	256,000	令和3年度	令和4年度	
		特定漁港漁場整備事業	320,000	令和3年度	令和4年度	
		水産物供給基盤整備事業費補助	589,000	令和3年度	令和4年度	
		水産資源環境整備事業費補助	1,783,000	令和3年度	令和4年度	
		無電柱化推進事業費補助				
国土交通省	国土交通本省	既定	1,348,050	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	無電柱化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追加	148,500	同	令和4年度	
		改定	1,496,550	—	—	
		国営公園整備	329,000	令和3年度	令和4年度	
		総合水系環境整備事業				
		既定	1,685,800	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	
		追加	337,000	同	令和4年度	
		改定	2,022,800	—	—	

河川改修事業 既定	61,745,300	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	名取川ほか43河川の改修工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追加	36,566,000	同	令和3年度以降4箇年度以内	
改定	98,311,300	—	—	
河川維持修繕 既定	51,995,540	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	鳴瀬川ほか23河川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
追加	6,702,000	同	令和3年度以降3箇年度以内	
改定	58,697,540	—	—	
堰堤維持 既定	20,490,320	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	
追加	760,000	同	令和3年度以降3箇年度以内	最上川寒河江ダムほか8ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため
改定	21,250,320	—	—	
河川総合開発事業 既定	30,004,800	令和3年度	令和3年度以降3箇年度以内	
追加	1,552,000	同	令和3年度以降4箇年度以内	北上川北上川上流ダム再生事業ほか4ダムの建設工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
改定	31,556,800	—	—	
河川激甚災害対策特別緊急事業 既定	7,522,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	肱川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追加	1,638,000	同	同	
改定	9,160,000	—	—	
堰堤改良事業 既定	2,614,500	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	肱川野村ダムの改良工事については、多くの日数を要するため
追加	44,000	同	令和4年度	
改定	2,658,500	—	—	

多目的ダム建設事業 木曾川新丸山ダム 建設工事	既 定	10,053,000	令 和 3 年 度	令和 3 年 度 以 降 5 箇年度以内	木曾川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、 多くの日数を要するため
	追 加	500,000	同	令和 3 年 度 及 び 令 和 4 年 度	
	改 定	10,553,000	—	—	
	庄川利賀ダム建設 工事				
	既 定	7,147,000	令 和 3 年 度	令和 3 年 度 以 降 4 箇年度以内	
	追 加	770,000	令 和 3 年 度	令和 3 年 度 及 び 令 和 4 年 度	
	改 定	7,917,000	—	—	
	雄物川成瀬ダム建 設工事				
	既 定	600,000	令 和 3 年 度	令和 3 年 度 及 び 令 和 4 年 度	
	追 加	240,000	同	同	
豊川設楽ダム建設 工事	改 定	840,000	—	—	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多 くの日数を要するため
	既 定	8,512,000	令 和 3 年 度	令和 3 年 度 以 降 3 箇年度以内	
	追 加	800,000	同	令和 3 年 度 及 び 令 和 4 年 度	
	改 定	9,312,000	—	—	
子吉川鳥海ダム建 設工事	既 定	5,411,000	令 和 3 年 度	令和 3 年 度 以 降 5 箇年度以内	豊川設楽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多 くの日数を要するため
	追 加	300,000	同	令和 3 年 度 及 び 令 和 4 年 度	
	改 定	5,711,000	—	—	

鳴瀬川・鳴瀬川総合 開発建設工事					
既定	1,078,000	令和3年度	令和3年度及 び令和4年度 同	鳴瀬川・鳴瀬川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため	
追加	550,000	同	同		
改定	1,628,000	—	—	最上川水系ほか24水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため	
砂防事業 既定	22,666,220	令和3年度	令和3年度以 降4箇年度以内 同		
追加	8,808,000	同	同	寺沢川・由比地区ほか2地区の地すべり対策工事については、多くの日数を要するため	
改定	31,474,220	—	—		
地すべり対策事業 既定	2,285,000	令和3年度	令和3年度以 降3箇年度以内 同	桜島の維持修繕工事については、多くの日数を要するため	
追加	8,400,000	同	同		
改定	3,125,000	—	—	安芸南部山系の特定緊急砂防工事については、多くの日数を要するため	
砂防管理 既定	705,000	令和3年度	令和3年度及 び令和4年度 同		
追加	400,000	同	—	高知海岸ほか7海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため	
改定	1,105,000	—	—		
特定緊急砂防事業 既定	6,750,000	令和3年度	令和3年度以 降3箇年度以内 同		
追加	515,000	同	同		
改定	7,265,000	—	—		
海岸保全施設整備事業 既定	8,812,800	令和3年度	令和3年度以 降3箇年度以内 同		
追加	3,276,000	同	同		
改定	12,088,800	—	—		

海岸保全施設整備事業費補助	既定	945,000	令和 3 年度	令和 3 年度以降 3 箇年度以内 同	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 一般国道京都 9 号夜久野橋ほか 3 箇所の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため 一般国道宮城 4 号ほか 7 箇所の維持については、多くの日数を要するため 高速自動車国道山形日本海沿岸東北自動車道修繕ほか44箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため 一般国道岩手 4 号岩館地区歩道ほか 8 箇所の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
	追加	250,000	同		
	改定	1,195,000	—	—	
	道路更新防災対策事業				
	既定	18,320,000	令和 3 年度	令和 3 年度以降 5 箇年度以内	
	追加	865,000	令和 3 年度	令和 3 年度及び令和 4 年度	
	改定	19,185,000	—	—	
	道路維持				
	既定	38,705,000	令和 3 年度	令和 3 年度以降 4 箇年度以内	
	追加	190,000	同	令和 4 年度	
改定	38,895,000	—	—		
道路修繕事業					
既定	125,201,000	令和 3 年度	令和 3 年度以降 5 箇年度以内		
追加	6,210,000	同	令和 4 年度		
改定	131,411,000	—	—		
道路交通安全施設等整備事業					
既定	13,480,000	令和 3 年度	令和 3 年度以降 5 箇年度以内		
追加	921,000	同	令和 4 年度		
改定	14,401,000	—	—		

交通事故重点対策道路事業	既 定	19,394,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	一般国道福井8号大谷地区視距改良ほか4箇所の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
	追 加	884,000	令和3年度	令和4年度	
道路更新防災等対策事業費補助	改 定	20,278,000	—	—	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	既 定	12,895,629	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	
港 湾 改 修 事 業	追 加	364,265	同	令和4年度	神戸港ほか16港の改修工事については、多くの日数を要するため
	改 定	13,259,894	—	—	
港 湾 改 修 事 業	既 定	74,779,500	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加	9,984,000	同	令和3年度以降3箇年度以内	
港湾改修事業費補助	改 定	84,763,500	—	—	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	既 定	2,184,500	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	
地域連携道路事業	追 加	199,000	同	令和4年度	高速自動車国道茨城東関東自動車道水戸線潮来鉾田道路(その2)ほか66箇所の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため
	改 定	2,383,500	—	—	
追 加	既 定	321,548,000	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	
	追 加	31,082,000	同	令和3年度以降4箇年度以内	
改 定	既 定	352,630,000	—	—	
	改 定				

地域連携道路事業費補助	既 定	36,059,400	令和 3 年度	令和 3 年度以降 5 箇年度以内	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加	1,435,500	同	同	同	
改 定	37,494,900	—	—	—	
道路交通円滑化事業	既 定	236,973,000	令和 3 年度	令和 3 年度以降 5 箇年度以内	一般国道静岡 1 号静岡高架橋(その 5)ほか 37 箇所の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため
追 加	19,339,000	同	同	令和 3 年度以降 4 箇年度以内	
改 定	256,312,000	—	—	—	
離島農業農村整備事業費補助	既 定	280,000	令和 3 年度	令和 4 年度	農業農村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島水産基盤整備事業費補助	既 定	255,000	令和 3 年度	令和 4 年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道国有林野内治山事業	既 定	60,000	令和 3 年度	令和 4 年度	名寄川支流島居沢地区ほか 5 地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
追 加	633,000	同	同	同	
改 定	693,000	—	—	—	
北海道河川改修事業	既 定	6,615,300	令和 3 年度	令和 3 年度及び令和 4 年度	石狩川ほか 8 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追 加	16,410,000	同	同	同	
改 定	23,025,300	—	—	—	
北海道河川維持修繕	既 定	6,106,600	令和 3 年度	令和 4 年度	石狩川及び十勝川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
追 加	700,000	同	同	令和 3 年度以降 3 箇年度以内	
改 定	6,806,600	—	—	—	

		令和 3 年度	令和 4 年度	
石狩川幾春別川総合開発建設工事	北海道砂防事業	1,211,000	令和 3 年度	石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
	追 加	800,000	令和 3 年度	
北海道更新防災対策事業	改 定	450,000	令和 4 年度及び令和 3 年度及び令和 4 年度	石狩川水系及び十勝川水系の砂防工事並びにこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
	追 加	1,250,000	—	
北海道地域連携道路事業	改 定	4,090,000	令和 3 年度及び令和 4 年度以降 3 箇年度以内	一般国道 238 号信太橋ほか 5 箇所の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため
	追 加	1,670,000	同	
北海道道路交通円滑化事業	改 定	5,760,000	—	一般国道 40 号物産内道路ほか 12 箇所の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため
	追 加	37,115,000	令和 3 年度以降 5 箇年度以内	
北海道道路修繕事業	改 定	5,610,000	令和 3 年度及び令和 4 年度以降 3 箇年度以内	一般国道 230 号定山溪道路(その 4)の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため
	追 加	42,725,000	—	
北海道港湾改修事業	改 定	725,000	令和 3 年度及び令和 4 年度	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線修繕ほか 44 箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
	追 加	250,000	令和 3 年度	
北海道港湾改修事業	改 定	975,000	—	苫小牧港ほか 21 港の改修工事については、多くの日数を要するため
	追 加	17,342,000	令和 3 年度	
北海道港湾改修事業	改 定	3,800,000	令和 3 年度及び令和 4 年度	
	追 加	21,142,000	—	
北海道港湾改修事業	改 定	2,804,000	令和 3 年度及び令和 4 年度	
	追 加	6,976,000	同	
北海道港湾改修事業	改 定	9,780,000	—	
	追 加	—	—	

北海道総合水系環境整備事業	既	定	228,000	令和3年度	令和4年度	釧路川水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
	追	加	53,000	同	同	
北海道道路交通安全施設等整備事業	改	定	281,000	—	—	一般国道232号北里交差点改良及び238号卯原内交差点改良の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
	追	加	2,770,000 210,000	令和3年度 同	令和4年度 同	
北海道交通事故重点対策道路事業	改	定	2,980,000	—	—	一般国道5号西宮の沢中央通交差点改良ほか2箇所の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
	既	定	3,840,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	
北海道かんがい排水事業	追	加	385,000	同	令和3年度以降3箇年度以内	北海道地区岩見沢幹線用水路若松下流工区建設工事ほか3件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
	改	定	4,225,000	—	—	
北海道総合農地防災事業	既	定	2,552,000	令和3年度	令和3年度及び令和4年度	産土地区中産土地域農地保全整備工事及びこれに附帯する工事並びに勇知地区勇知地域農地保全整備工事については、多くの日数を要するため
	追	加	2,339,000	同	令和3年度及び令和4年度	
北海道特定漁港漁場整備事業	改	定	1,480,000	—	—	美国漁港ほか4漁港の特定漁港漁場整備事業については、多くの日数を要するため
	追	加	540,000 1,152,000	令和3年度 令和3年度	令和4年度 令和4年度	
	改	定	1,692,000	—	—	

		令和3年度	令和4年度	
		令和3年度	令和4年度及び令和4年度	
北海道治山事業費補助	807,000	令和3年度	令和4年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道道路更新防災等対策事業費補助	241,200	令和3年度	令和4年度	
追 加	243,600	同	令和4年度	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
改 定	484,800	—	—	
北海道道路交通安全施設等整備事業費補助	30,000	令和3年度	令和4年度	交通安全施設等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道無電柱化推進事業費補助	472,200	令和3年度	令和4年度	
北海道農業競争力強化基盤整備事業費補助	1,003,000	令和3年度	令和4年度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道森林環境保全整備事業費補助	44,000	令和3年度	令和4年度	
北海道水産基盤整備事業費補助	200,000	令和3年度	令和4年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
官 庁 営 繕 既	18,628,500	令和3年度	令和3年度以降5箇年度以内	
追 加	918,499	同	令和3年度以降3箇年度以内	官庁施設の営繕工事等については、多くの日数を要するため
改 定	19,546,999	—	—	
道路災害復旧事業既	16,200,000	令和3年度	令和3年度以降4箇年度以内	県道人吉水俣線の災害復旧工事については、多くの日数を要するため
追 加	370,000	同	令和3年度以降3箇年度以内	
改 定	16,570,000	—	—	

河川大規模災害関連事業					
既 定	4,834,000	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 3 箇年度以内	阿武隈川ほか6河川の大規模災害関連工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため	気象レーダーの製作等については、多くの日数を要するため 次期静止気象衛星用観測機器の設計については、多くの日数を要するため 警備救難用ヘリコプターの購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため ヘリコプター搭載型巡視船2隻の代船建造については、多くの日数を要するため 3,500トン型巡視船等4隻の建造については、多くの日数を要するため 180トン型巡視船の代船建造については、多くの日数を要するため 航路標識等維持管理用30メートル型巡視艇の代船建造については、多くの日数を要するため
追 加	2,085,000	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 3 箇年度以内		
改 定	6,919,000	—	—		
気 象 庁	気象レーダー製作等 次期静止気象衛星用 観測機器設計	2,904,443	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 3 箇年度以内	海上保安庁 航空機購入 大型巡視船代船建造 大型巡視船建造 小型巡視船代船建造 大型巡視艇代船建造
海 上 保 安 庁	航 空 機 購 入	2,628,881	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 4 箇年度以内	
	大型巡視船代船建造	35,952,182	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 5 箇年度以内	
	大型巡視船建造	47,983,923	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 5 箇年度以内	環境省 環境本省 国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費補助 既 定
	小型巡視船代船建造	2,960,356	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 3 箇年度以内	
	大型巡視艇代船建造	2,165,559	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 3 箇年度以内	
環 境 省	環 境 本 省	778,983	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 3 箇年度以内	防 衛 省 防 衛 本 省
	追 加	1,708,785	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 4 箇年度以内	
	改 定	2,487,768	—	—	
防 衛 省	防 衛 本 省	4,116,874	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 及 び 令 和 4 年 度	武器購入 既 定
	武 器 購 入	150,919,292	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 5 箇年度以内	
	追 加	70,507,515	同	同	
	改 定	221,426,807	—	—	

地对空誘導弾等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

国立研究開発法人国立環境研究所が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
公務員宿舍の建設については、多くの日数を要するため

通信機器購入 既定	144,964,176	令和3年度	令和3年度以 降5箇年度以内	地上通信用通信機器の購入については、その生産に多くの日数を要 するため
追 加	64,613	同	令和3年度以 降3箇年度以内	
改 定	145,028,789	—	—	
弾 薬 購 入 定	152,922,015	令和3年度	令和3年度以 降5箇年度以内	弾薬の購入については、その生産に多くの日数を要するため
追 改 器 材 購 入 定	31,901,232	同	同	
諸 器 材 購 入 定	184,823,247	—	—	
追 加	32,649,059	令和3年度	令和3年度以 降5箇年度以内	基地防空用地対空誘導弾用整備器材の購入については、その生産に 多くの日数を要するため
改 定	138,431	同	令和3年度以 降4箇年度以内	
武器車両等整備 既定	32,787,490	—	—	
追 加	341,285,545	令和3年度	令和3年度以 降5箇年度以内	武器の整備については、その部品の生産又は輸入に多くの日数を要 するため
改 定	40,365,074	同	同	
航空機購入 既定	381,650,619	—	—	
追 加	228,954,455	令和3年度	令和3年度以 降5箇年度以内	固定翼哨戒機(P-1)等17機の購入については、その生産又は輸入 に多くの日数を要するため
改 定	123,567,507	同	同	
航空機整備 既定	352,521,962	—	—	
追 加	591,159,597	令和3年度	令和3年度以 降5箇年度以内	航空機の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に 多くの日数を要するため
改 定	4,199,855	同	同	
改 定	595,359,452	—	—	

令和三年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、歳出面において、令和三年十一月十九日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、令和三年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入	
当初	一〇六、六〇九、七〇八百万円
補正	三五、九八九、五一百万円
計	一四二、五九九、二二百万円
歳出	
当初	一〇六、六〇九、七〇八百万円
補正	三五、九八九、五一百万円
計	一四二、五九九、二二百万円
一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)	
歳入	
1 租税及印紙収入	六、四三三、〇〇〇百万円
2 税外収入	一、三五一、六一〇百万円
3 公債金	二二、〇五八、〇〇〇百万円
(1) 公債金	二、八二七、〇〇〇百万円
(2) 特例公債金	一九、二三一、〇〇〇百万円
4 前年度剰余金受入	六、一四七、九〇一百万円
計	三五、九八九、五一百万円

歳出

1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	一八、六〇五、九一五百万円
2 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え	一、七六八、七〇九百万円
3 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	八、二五三、一五三百万円
4 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保	二、九三四、八九二百万円
5 その他の経費	二二三、四五四百万円
6 国債整理基金特別会計へ繰入	二、二六八、一九九百万円
7 地方交付税交付金	三、五一一、六五五百万円
8 既定経費の減額	一、五六六、四六五百万円
計	△ 三五、九八九、五一百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主党・無所属及び国民民主党・無所属クラブから、それぞれ、「令和三年度一般会計補正予算(第1号)及び令和三年度特別会計補正予算(特第1号)につき撤回のうえ編成替えを求め、右報告する。

令和三年十二月十五日

予算委員長 根本 匠

衆議院議長 細田 博之殿

令和三年度特別会計補正予算(特第1号)

右

国会に提出する。

令和三年十二月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

令和3年度特別会計補正予算(特第1号)

予算総則 正

第1条 次に掲げる各特別会計の令和3年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	国債整理基金
財務省及び国土交通省所管	財政投資資金
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険金
内閣府及び厚生労働省所管	食料安定供給
農林水産省所管	国有林野事業債務管理
国土交通省所管	自動車安全
国会、裁判所、会計検査院、内閣府、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管	東日本大震災復興

第2条 各特別会計において、「[財政法]第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「[丙号繰越明許費補正]」に掲げるとおりとする。

第3条 自動車安全特別会計において、「[財政法]第15条第1項の規定により令和3年度において国が債務を負担する行為の追加は、「[丁号国庫債務負担行為補正]」に掲げるとおりとする。

第4条 「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定により、各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添付する。

第5条 令和3年度特別会計予算総則第7条第1項の各特別会計の借入金金の限度額の表中

交付税及び譲与税配付金	30,962,295,408千円
交付税及び譲与税配付金	30,112,295,408千円

第6条 令和3年度特別会計予算総則第10条第1項に定める「特別会計に関する法律」第62条第2項の規定による令和3年度において公債を発行することができる限度額「[45,000,000,000千円]」を「[15,000,000,000千円]」に改める。

第7条 令和3年度特別会計予算総則第13条第1項に定める「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第4項の規定により令和3年度において公債を発行することができる限度額「[218,300,000千円]」を「[40,000,000千円]」に改める。

第8条 令和3年度特別会計予算総則第14条第1項の復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲の表中

東日本大震災復興	他会計より受入	特別会計より受入
	公共事業費負担金収入 災害等廃棄物処理事業費負担金収入 雑収入	公共事業費負担金収入 災害等廃棄物処理事業費負担金収入 事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入 貸付金等回収金収入 雑収入

を

東日本大震災復興	他会計より受入	特別会計より受入
	公共事業費負担金収入 災害等廃棄物処理事業費負担金収入 雑収入	公共事業費負担金収入 災害等廃棄物処理事業費負担金収入 事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入 貸付金等回収金収入 雑収入

に改める。

第9条 令和3年度特別会計予算総則第18条第1項の財政融資資金の長期運用予定額の表中

19 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000千円
20 独立行政法人住宅金融支援機構	43,100,000
21 国立研究開発法人国立がん研究センター	1,500,000
22 国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1,000,000
23 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	3,100,000
24 株式会社日本政策投資銀行	450,000,000

(地 方 公 共 団 体)	
25 地方公共団体	3,684,700,000

を

19 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	800,000,000千円
20 独立行政法人住宅金融支援機構	43,100,000
21 国立研究開発法人国立がん研究センター	1,500,000
22 国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1,000,000

23 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	3,100,000
24 株式会社日本政策投資銀行	1,050,000,000
25 新関西国際空港株式会社	20,000,000
(地 方 公 共 団 体)	
26 地方公共団体	3,684,700,000

に改める。

2 令和3年度特別会計予算総則第18条第3項の財政融資資金の長期運用予定額の規定中、「第4号から第25号まで」を「第4号から第26号まで」に改める。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	歳 入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入 財政投融资特別会計より受入	3,608,678,140	△ 200,000,000	3,408,678,140
				3,608,678,140	0	3,608,678,140
				0	△ 200,000,000	△ 200,000,000
				965,200,000	0	965,200,000
				380,500,000	0	380,500,000
				6,300,000	0	6,300,000
				578,400,000	0	578,400,000
				0	△ 850,000,000	△ 850,000,000
				0	△ 850,000,000	△ 850,000,000
				383,955,263	0	383,955,263
歳 入	前 年 度 剰 余 金 受 入	借 入 金	前 年 度 剰 余 金 受 入	383,955,263	0	383,955,263
				4,957,833,403	△ 1,050,000,000	3,907,833,403
				3,226,110,064	0	3,226,110,064
				97,023,339	0	97,023,339
				567,100,000	0	567,100,000
				3,890,233,403	0	3,890,233,403
歳 出	補 正 額	地方交付税交付金	地方交付税交付金	3,890,233,403	0	3,890,233,403
				3,890,233,403	0	3,890,233,403
				3,890,233,403	0	3,890,233,403
				3,890,233,403	0	3,890,233,403
				3,890,233,403	0	3,890,233,403
				3,890,233,403	0	3,890,233,403
				3,890,233,403	0	3,890,233,403
				3,890,233,403	0	3,890,233,403
				3,890,233,403	0	3,890,233,403
				3,890,233,403	0	3,890,233,403

歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	財政融資資金へ繰入	
				事務取扱費	諸支出金
投資勘定	歳 入	歳 出	歳 入	国債整理基金特別会計へ繰入	0
				補正額	0
歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	納付金	0
				地方公共団体金融機構納付金 収入交付税及び譲与税配付金 特別会計へ繰入	0
エネルギー対策	歳 入	歳 出	歳 入	一般会計より受入	359,232,423
				燃料安定供給対策費	71,246,962
エネルギー需給勘定	歳 入	歳 出	歳 入	エネルギー需給構造高度化対策費	254,865,470
				独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構運営費	3,119,991
電源開発促進勘定	歳 入	歳 出	歳 入	予備費	30,000,000
				補正額	359,232,423
歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	電源立地対策財源一般会計より受入	3,000,000
				電源利用対策財源一般会計より受入	10,277,656
歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	原子力安全規制対策財源一般 会計より受入	4,412,058

[illegible]

国土交通省	自動車安全 自動車検査登録勘定 歳入 歳出 自動車事故対策勘定 歳入 歳出	他会計より受入 他会計より受入	一般会計より受入 業務取扱費 一般会計より受入 自動車事故対策費 独立行政法人自動車事故対策 機構運営費 独立行政法人自動車事故対策 機構施設整備費	正 額			
				補		差 引 額(千円)	
				追加額(千円)	修正減少額(千円)		
国土交通省 会 内閣府、国土交通省、国土 省、法務省、厚生労働省、 省、農林水産省、環境省、 省、科学技術省、経済産業省、 省、建設省、国土交通省、 省、防衛省、省	東日本大震災復興 歳入	税	復興特別所得税	28,600,000	0	28,600,000	
				28,600,000	0	28,600,000	
				7,727	0	7,727	
				7,727	0	7,727	
				0	△ 178,300,000	△ 178,300,000	
				0	△ 178,300,000	△ 178,300,000	
				16,399	0	16,399	
				16,399	0	16,399	
				212,270,914	0	212,270,914	
				212,270,914	0	212,270,914	
国土交通省 会 内閣府、国土交通省、国土 省、法務省、厚生労働省、 省、農林水産省、環境省、 省、科学技術省、経済産業省、 省、建設省、国土交通省、 省、防衛省、省	歳入	一般会計より受入	一般会計より受入	240,895,040	△ 178,300,000	62,595,040	
				0	△ 61,906,238	61,906,238	
				0	△ 61,906,238	61,906,238	
				0	△ 61,906,238	61,906,238	
				0	△ 82,987	△ 82,987	
				0	△ 82,987	△ 82,987	
				0	△ 82,987	△ 82,987	
				0	△ 82,987	△ 82,987	
				0	△ 82,987	△ 82,987	
				0	△ 82,987	△ 82,987	

財 務 省 補 正 歳 出	東日本大震災復興支援対策費	0	△	149,102	△	149,102
	原子力災害復興再生支援事業費	0	△	5,952,344	△	5,952,344
	内閣府 共通費	0	△	10,381	△	10,381
	法務省 共通費	0	△	17,659	△	17,659
	文部科学省 共通費	0	△	7,302	△	7,302
	農林水産省 共通費	0	△	18,855	△	18,855
	環境省 共通費	0	△	829,948	△	829,948
	地域活性化等復興政策費	0	△	600,000	△	600,000
	治安復興政策費	0	△	53,279	△	53,279
	財務行政復興事業費	0	△	260,000	△	260,000
	教育・科学技術等復興政策費	0	△	939,078	△	939,078
	社会保障等復興政策費	0	△	934	△	934
	社会保険等復興事業費	0	△	14,000	△	14,000
	農林水産業復興政策費	0	△	511,549	△	511,549
	環境保全復興政策費	0	△	34,687,469	△	34,687,469
	環境保全復興事業費	0	△	17,757,644	△	17,757,644
	東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費	0	△	13,707	△	13,707

丙号 繰越明許費補正

所 管	特 別 会 計	事 項	所 管	特 別 会 計	事 項
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策	(項) 燃料安定供給対策費のうち 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金(脱炭素社会燃料安定供給対策事業費に限る。)			非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費(再生可能エネルギー大量導入次世代型ネットワーク構築加速化事業委託費及び水素・燃料アンモニア導入・二酸化炭素回収有効利用貯留適地確保体制構築事業委託費に限る。)
	エネルギー需給勘定	エネルギー需給構造高 度化対策費のうち			エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費(廃プラスチック資源循環高度化調査等委託費に限る。)

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 年 度	事 由
国 土 交 通 省	自 動 車 安 全 空港整備助定	空 港 整 備 定	48,588,470	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 3 箇年度以内	東京国際空港ほか10空港の整備については、多くの日数を要するた め 空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め 新千歳空港ほか4空港の整備については、多くの日数を要するため 空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 那覇空港の整備については、多くの日数を要するため 航空交通管制施設の整備については、多くの日数を要するため
		追 加	859,000	同	令 和 4 年 度	
		改 定	49,447,470	—	—	
		空港整備事業費補助	1,227,550	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	
		北 海 道 空 港 整 備 定	3,162,400	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 3 箇年度以内	
		追 加	1,872,000	同	令 和 4 年 度	
		改 定	5,034,400	—	—	
		北海道空港整備事業 費補助	100,000	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	
		沖 縄 空 港 整 備 定	5,810,840	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 及 び 令 和 4 年 度	
		追 加	60,000	同	令 和 4 年 度	
		改 定	5,870,840	—	—	
		航 空 路 整 備 定	48,251,002	令 和 3 年 度	令 和 3 年 度 以 降 4 箇年度以内	
		追 加	277,000	同	令 和 4 年 度	
		改 定	48,528,002	—	—	

令和三年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、財政投融资特別会計等十特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、自動車安全特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	五一、九八一、七八六	五一、八〇四、七二八
補正	三、九〇七、八三三	三、八九〇、二三三
計	五五、八八九、六一九	五五、六九四、九六一

2 国債整理基金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	二四六、七八九、二五四	二四六、七八九、二五四
補正	△ 四、五七七、六三一	△ 四、五七七、六三一
計	二四二、二一一、六二四	二四二、二一一、六二四

3 財政投融资特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 財政融資資金勘定		
当初	七二、一七七、九七九	七一、九三三、一四〇
補正	△ 三三、一〇三、四二五	△ 三一、八七八、七〇五
計	四〇、〇七四、五五四	四〇、〇五四、四三六
(2) 投資勘定		
当初	六七二、八〇四	六七二、八〇四
補正	△ 二〇〇、〇〇〇	△ 二〇〇、〇〇〇
計	四七二、八〇四	四七二、八〇四

4 エネルギー対策特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

(1) エネルギー需給勘定

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	二、二一九、五七二	二、二一九、五七二
補正	三五九、二三三	三五九、二三三
計	二、五七八、八〇四	二、五七八、八〇四

(2) 電源開発促進勘定

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	三三九、八一〇	三三九、八一〇
補正	一七、六九〇	一七、六九〇
計	三四七、五〇〇	三四七、五〇〇

5 労働保険特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
雇用勘定		
当初	三、八二〇、四一三	三、八二〇、四一三
補正	二、二一一、〇二二	一、二五一、二七〇
計	六、〇三一、四三六	五、〇七一、六八三

以上のほかに、年金特別会計、食料安定供給特別会計、国有林野事業債務管理特別会計、自動車安全特別会計及び東日本大震災復興特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主党・無所属及び国民民主党・無所属クラブから、それぞれ、「令和三年度一般会計補正予算(第1号)及び令和三年度特別会計補正予算(特第1号)につき撤回のうえ編成替えを求める動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

衆議院議長 細田 博之殿

予算委員長 根本 匠

令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案
右の議案を提出する。

令和三年十二月十五日

提出者

内閣委員長 上野賢一郎

令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律

1 令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

3 この法律において「令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金」とは、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り)である感染症をいう)及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年十一月二十六日に閣議において決定された令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に基づく子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金又は令和三年度の一般会計補正予算(第1号)における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として市町村(特別区を含む)から支給される給付金(金銭以外の財産により行われる給付を含む)で、次に掲げるものをいう。
一 子育て世帯への支援の観点から支給されるもの
二 低所得者世帯への支援の観点から支給されるもの

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

理 由

令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金を使用することができるようになるため、令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金について、差押えを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和三年十二月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号の一部を次のように改正する。

附則第四条中「六千億円」を「四千億円」に改め、同条第五号中「三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円」を「三十兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」に改める。

附則第四条の二第二項中「令和三十八年度」を「令和三十七年度」に改める。

附則第六条の二第一項第一号及び第三項中「この条」を「第十條第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条」に改める。

附則第十一条中「同じ。」及び「同じ。」に、「の合算額」を「及び一兆五千億円の合算額」とし、「を」に「一兆五千億円を加算した額」とし、「に、」から返還金等の額及び令和三年度震災復興特別交付税額を「から返還金等の額、令和三年度震災復興特別交付税額及び一兆五千億円」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)
第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和三十七年度」を「令和三十六年度」に、「三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円」を「三十兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」に、「二十七兆六百二十二

億九千五百四十万八千円」を「二十六兆二千二百十二億九千五百四十万八千円」に改める。

附則第十條第三項中「令和三年度及び」を削除する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費の基準財政需要額への算入)
第二条 令和三年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新法」という)第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 臨時経済対策費 二 臨時財政対策債償還基金費	人口 臨時財政対策のため令和三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	一人につき 一、七〇〇円 二七四
市町村	一 臨時経済対策費 二 臨時財政対策債償還基金費	人口 臨時財政対策のため令和三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	一人につき 一、七〇〇円 二七四

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、臨時経済対策費に係る測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二 臨時財政対策のため令和三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第三十条の五の二第一項の規定により令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円

(令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の令和四年度における交付)

第三条 令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち新法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない。新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 令和三年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額
ロ イに規定する合算額から一兆五千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第二項の規定により令和三年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

理 由

地方財政の状況等に鑑み、令和三年度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、地方財政の状況等に鑑み、令和三年度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を減額する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 国の補正予算による地方負担の増加に伴い必要となる財源を措置するため、令和三年度に限り、「臨時経済対策費」を設けること。

(二) 令和三年度の臨時財政対策債の一部の償還に要する経費の財源を措置するため、同年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設けること。

(三) 令和三年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすること。

2 地方交付税の総額の特例

(一) 交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を八千五百億円減額すること。

(二) 令和三年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金二千億円について、その活用を取りやめること。

(三) 国の補正予算により増額された令和三年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

地方財政の状況等に鑑み、令和三年度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を減額する等の措置を講じようとする本法案は、妥当なものと同認め、可決すべきものと議決した。

三 本法案施行に要する経費

令和三年度特別会計補正予算(特第1号)の交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出に、地方交付税交付金として三兆二千二百六十一億円が計上されている。

右報告する。

令和三年十二月十五日

総務委員長 赤羽 一嘉
衆議院議長 細田 博之殿

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和三年十二月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律

(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の一部改正)

第一条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「の認定」を「及び特定半導体生産施設整備等に係る計画の認定」に、「第十条」を「第十二条」に、「第十一条―第二十二條」を「第十三条―第二十四條」に、「第二十三條―第二十五条」を「第二十五条―第二十七條」に、「第三節

課税の特例(第二十六條)を「第三節 課税の特例(第二十六條)」を「第四節 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

例(第二十八條)

の業務(第二十九條)に、「第二十七條―第三十三條」を「第三十條―第三十六條」に、「第三十四條・第三十五條」を「第三十七條・第三十八條」に改める。

第一条中「第二十八條」を「第三十一條」に改め、「行われる」の下に「とともに特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な特定半導体が我が国の技術の向上により国内で安定的に生産される」を、「計画」の下に「及び特定半導体生産施設整備等に係る計画」を加える。

第二条に次の二項を加える。

4 この法律において「特定半導体」とは、特定高度情報通信技術活用システム(第一項第一号に掲げるものに限る。次条第二項及び第二十八條において同じ。)に不可欠な大量の情報を高速で処理することを可能とする半導体であつて、国際的に生産能力が限られている

ことその他の事由により国内で安定的に生産することが特に必要なものとして政令で定める種類ごとに政令で定める性能を有するものをいう。

5 この法律において「特定半導体生産施設整備等」とは、次に掲げるものをいう。

一 特定半導体の生産施設(生産施設に係る設備を含む。次号において同じ。)の整備及び当該生産施設における生産

二 特定半導体の生産に不可欠な半導体材料又は半導体生産装置であつて国際的に生産能力が限られていることその他の事由により国内で安定的に生産することが特に必要なものとして政令で定める種類ごとに政令で定める性能を有するもの(第十一条第三項第二号において「特定半導体材料等」という。)の生産施設の整備及び当該生産施設における生産

第三条に次の一項を加える。

2 特定半導体生産施設整備等は、特定半導体が特定高度情報通信技術活用システムに不可欠なものであり、かつ、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることに鑑み、国際的に特定半導体の生産能力が限られている状況においてもその需給の変動に対応

できるよう我が国の技術の向上により特定半導体の国内における安定的な生産を確保すること、及び我が国における特定半導体の生産に関係する産業の発展に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ行うものとする。

第四条第一項中「促進」の下に「特定半導体生産施設整備等の促進を含む。次条及び次章において同じ。」を加え、同条第二項中「事業者」の下に「及び特定半導体生産施設整備等を行う事業者」を加える。

第五条中「事業者」の下に「及び特定半導体生産施設整備等を行う事業者」を加える。

第六条第二項第二号ロ中「事項」の下に「(次号ロに掲げるものを除く。)」を加え、同号ハ中「事項」の下に「(次号ハに掲げるものを除く。)」を加え、同項第三号中「を行う」を「又は特定半導体生産施設整備等を行う」に、「第三十五條」を「第三十八條」に、「第十三條第四項第三号ロ」を「第十五條第四項第三号ロ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定半導体生産施設整備等に関する次に掲げる事項

イ 特定半導体生産施設整備等の内容に関する事項

ロ 特定半導体生産施設整備等の促進のための方策に関する事項

ハ 特定半導体生産施設整備等の促進に当たつて配慮すべき事項

第六条第四項中「次条第四項及び第九条第四項を」を「次章」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画及び特定半導体生産施設整備等に係る計画の認定

第七条第三項第一号及び第九条第三項第一号中「が指針」を「の内容が指針」に改める。

第三十五條中「第十二條第二項又は第十八條第二項」を「第十四條第二項又は第十八條第二項」に、「場合に」を「ときに」に改め、同条を第三十八條とする。

第三十四條第一項中「ときは」を「場合には」に改め、同項第一号中「第十七條」を「第十九條」に改め、同項第二号中「第十九條第一項」を「第二十一條第一項」に、「せず」を「しないで」開発供給等促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止しに改め、同項第三号中「第二十九條」を「第三十二條」に改め、同項第四号中「第三十條第一項」を「第三十三條第一項」に改め、同条を第三十七條とする。

第五章中第三十三條を第三十六條とし、第三十二條を第三十五條とする。

第三十一條第一項中第五号を第六号とし、同項第四号中「第六條第二項第三号」を「第六條第二項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 指針 特定半導体生産施設整備等に係る部分に限る。及び特定半導体生産施設整備等計画に関する事項 経済産業大臣 第三十一條を第三十四條とし、第三十條を第三十三條とする。

第二十九条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対し、認定特定半導体生産施設整備等計画の実施状況について報告を求めることができる。

第二十九条を第三十二条とし、第二十八条を第三十一条とする。

第二十七条中「又は」を「若しくは」に、「資金」を「資金又は認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金」に改め、同条を第三十条とする。

第四章に次の一節を加える。

第四節 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務

第二十九条 機構は、特定半導体生産施設整備等促進するため、次の業務を行う。

一 認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

二 認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

第二十六条中「(第二条第一項第一号に掲げる認定高度情報通信技術活用システムに限る。以下この条において同じ。)」を削り、第四章第三節中同条を第二十八条とする。

第二十五条第一項中「又は認定導入計画を〔若しくは認定導入計画〕に、〔資金〕を〔資金又は認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金〕に改め、同項の表第三条第一項の項中「第二十五条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、第四章第二節中同条を第二十七条とする。

第二十四条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に、「ため」を「ため、又は認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために改め、同項第二号中「又は認定導入計画」を「若しくは認定導入計画」に、「資金」を「資金又は認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要とする資金」に改め、同条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とする。

第二十二條第二項の表第十一條第一項第五号の項中「第十一條」を「第十三條」に改め、同表第七十一條の項及び第七十三條第一号の項中「第二十二條第二項」を「第二十四條第二項」に改め、同表第七十三條第三号の項中「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第十一條」を「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第十三條」に改め、同表第七十三

条第七号の項中「第二十二條第二項」を「第二十四條第二項」に改め、第四章第一節中同条を第二十四条とする。

第二十一条中「第十九條第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条第一項中「第十三條第四項第一号」を「第十五條第四項第一号」に改め、同条を第二十二條とし、第十九條を第二十一条とし、第十四條から第十八條までを二条ずつ繰り下げる。

第十三條第一項中「又は」を「若しくは」に、「行うため」を「行うために必要な資金又は認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために改め、この節、第三十條第一項及び第三十一條第一項第四号において」を削り、同条第二項中「第十五條」を「第十七條」に改め、同条第四項第二号及び第三号口中「第二十條第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条を第十五條とし、第十二條を第十四條とする。

第十一条中「第十三條第四項第三号ロ」を「第十五條第四項第三号ロ」に、「又は」を「若しくは」に、「ため」を「ために必要な資金又は認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために、第三十一条第一項第四号」を「第三十四條第一項第五号」に改め、同条を第十三條とする。

第三章に次の二条を加える。

(特定半導体生産施設整備等計画の認定)

第十一条 特定半導体生産施設整備等を行うとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定半導体生産施設整備等に関する計画(以下「特定半導体生産施設整備等計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定半導体生産施設整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定半導体生産施設整備等の目標
二 特定半導体生産施設整備等の内容及び実施期間

三 特定半導体生産施設整備等の実施体制
四 特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額及びその調達方法

五 特定半導体の国内における安定的な生産に資する取組に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、特定半導体生産施設整備等に関し必要な事項

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定半導体生産施設整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

一 当該特定半導体生産施設整備等計画の内容が指針に照らし適切なものであること。

二 当該特定半導体生産施設整備等計画に基づく特定半導体又は特定半導体材料等(第四号及び第五号において「特定半導体等」という。)の生産が主務省令で定める期間以上継続的に行われると見込まれるものであること。

三 当該特定半導体生産施設整備等計画に係る特定半導体生産施設整備等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。	2 主務大臣は、認定特定半導体生産施設整備等事業者がその認定に係る特定半導体生産施設整備等計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定半導体生産施設整備等計画」という。)に従って特定半導体生産施設整備等を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。	5 経済産業大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発・供給及び導入の促進に関する法律第十二条第四項又は同条第五項において準用する同法第十一条第五項の規定による通知を行った場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、第二項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。
四 特定半導体等の需給が逼迫した場合における増産、特定半導体等の生産能力を強化するための投資及び研究開発その他特定半導体の国内における安定的な生産に資するものとして主務省令で定める取組が行われると見込まれるものであること。	3 主務大臣は、認定特定半導体生産施設整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対して、当該認定特定半導体生産施設整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。	6 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。 (国会への報告等)
4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。	4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するとともに、機構に通知するものとする。	第十六条の五 機構は、毎事業年度、特定半導体基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。
5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定半導体生産施設整備等計画の概要を公表するとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(次条第四項及び第二十九条において「機構」という。)に当該認定をした旨を通知するものとする。	5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。	2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、特定半導体基金に充てる資金を補助することができる。
(特定半導体生産施設整備等計画の変更等) 第十二条 前条第一項の認定を受けた事業者(以下「認定特定半導体生産施設整備等事業者」という。)は、当該認定に係る特定半導体生産施設整備等計画を変更するときは、あらかじめ主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。	(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正) 第二条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。 第十五条に次の一号を加える。 十四 特定高度情報通信技術活用システムの開発・供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号)第二十九条に規定する業務を行うこと。	3 特定半導体基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、特定半導体基金に充てるものとする。 4 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、特定半導体基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

令和三年十二月十五日 衆議院会議録第四号

特定高度情報通信技術活用システムの開発・供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

二 第十六条の四第四項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して特定半導体基金を運用したとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

3 次に掲げる法律の規定中「第二十六条」を「第二十八条」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条第四十四項

二 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十条の五の五第一項及び第三項、第四十二条の十二の六第一項及び第二項並びに第六十八条の十五の六の二第一項

理 由

情報通信技術の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に伴い、特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な特定半導体が我が国の技術の向上により国内で安定的に生産されることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定半導体生産施設整備等に係る計画認定制度の創設、認定特定半導体生産施設整備

備等事業者に対する国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による助成等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、情報通信技術の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に伴い、特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な特定半導体我が国の技術の向上により国内で安定的に生産されることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定半導体生産施設整備等に係る計画認定制度の創設、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対する国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)による助成等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念

特定半導体生産施設整備等は、国際的に特定半導体の生産能力が限られている状況においてもその需給の変動に対応できるよう我が国の技術の向上により特定半導体の国内における安定的な生産を確保すること、及び我が国における特定半導体の生産に関係する産業の発展に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ行うものとする。

2 特定半導体生産施設整備等計画の認定等
(一) 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針に、特定半導体生産施設整備等に関する事項を定めるものとする。

(二) 特定半導体生産施設整備等を行うとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定半導体生産施設整備等に関する計画を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができるものとする。

3 認定特定半導体生産施設整備等計画に係る支援措置

(一) 株式会社日本政策金融公庫の業務の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例について定めること。

(二) 機構は、認定特定半導体生産施設整備等事業者が特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付、認定特定半導体生産施設整備等事業者が特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する利子補給金の支給等の業務を行うものとする。

4 特定半導体基金の設置

機構は、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対する助成金の交付業務に要する費用に充てるための基金を設けるものとする。

5 施行期日
この法律は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な特定半導体の国内における安定的な生産を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

令和三年度一般会計補正予算(第一号)に六千七百七十億円が計上されている。
右報告する。

令和三年十二月十五日

経済産業委員長 古屋 範子
衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 令和三年度補正予算関連である本法の緊要性を踏まえ、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における特定半導体基金の設置を速やかに進め、国内における特定半導体及びその生産に必要な不可欠な半導体材料等の安定的な確保に資するための施策に早急に着手すること。

二 特定半導体生産施設整備等に係る計画の認定に当たっては、事業者による認定申請を促し、かつ認定手続の客観性を担保するための明確かつ適切な認定基準をなるべく早急に定めるとともに、半導体産業に精通した外部専門人材等の有識者の活用に努める等、適切な認定の実施に向けた体制の整備に万全を期すこと。

三 特定半導体生産施設整備等事業者への支援に当たっては、その効果が支援を受けた事業者及び関係者に留まらず、我が国の半導体産業の発展及び半導体サプライチェーンの再構築並びに国民の生活の向上に資するものとする。

四 特定半導体基金による助成の実施が多額の国費を用いるものであることに特に留意し、国内における安定的な半導体の供給の確保のため事業者と連携して認定計画の着実な実施に努めるとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構において新たに造成される基金の複数年度にわたる適正な管理・運用を期すための体制整備を着実に進めること。また、当分の間、基金事業による特定半導体の生産施設整備、生産確保の状況等について、政府において責任を持って把握して国会へ報告し、国民の利益にかなう説明を行うこと。

五 我が国の半導体産業が長期にわたり低迷している現状を踏まえ、政府におけるこれまでの半導体政策について十分に検証を行うこと。また、その評価を踏まえて、今後における中長期的な内外の情勢変化や技術革新の進展等の動向に対応して、安定的な半導体供給の確保及び半導体関連産業の適切な育成が継続的に行われるよう、今後の関連政策の在り方について検討を進めるとともに、次世代半導体の研究・開発の支援について必要な予算を確保すること。

六 我が国において、半導体産業の人材が不足している現状に対処するため、大学・高等専門学校等における当該学科の魅力度の向上を始めとする人材育成及び海外からの人材受入れに必要な取組を行うこと。併せて、機微な技術や情報を有している人材の海外流出に歯止めをかける実効的措置を検討すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

令和三年十二月十五日

提出者
議院運営委員長 山口 俊一

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費の月額、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和四年七月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

附 則

この法律は、令和四年一月一日から施行する。

理 由

議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和四年七月三十一日までの間、二割削減することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 三三〇円)	本号一部 三六三円